

令和7年 教育委員会

第14回 定例会 議事日程

令和7年8月26日（火）

第1 議 案

【子ども支援課】

(1) 議案第34号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」

【指導課】

(1) 議案第35号「令和8年度使用 特別支援学級用教科用図書採択」

(2) 議案第36号「令和8年度使用 千代田区立中等教育学校（後期課程）教科用図書採択」

(3) 議案第37号「令和8年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択」

(4) 議案第38号「令和8年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択」

第2 協 議

【指導課】

(1) 九段中等教育学校学則の変更について

第3 報 告

【子ども支援課】

(1) 千代田区保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 千代田区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

【子育て推進課】

(1) 千代田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

【指導課】

(1) いじめ、不登校、はくちょう教室の状況報告（7月）

第4 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（9月5日号）

(3) 教育広報かけはし第137号の掲載予定について

(4) 市町村教育長・教育委員研究協議会の報告

千代田区立幼稚園使用条例施行規則等の一部改正について

1 改正理由

令和7年9月1日施行の千代田区立幼稚園使用条例等の改正に伴い、同施行規則の規定整備等を行う必要があるため。

また、幼稚園及び保育園等の令和8年4月入園申込みにあたり、入園申込書の様式改正を行う必要があるため。

2 改正対象

- (1) 千代田区立幼稚園使用条例施行規則
- (2) 千代田区保育の実施に関する条例施行規則
- (3) 千代田区立こども園条例施行規則

3 主な改正内容

- (1) 条例改正に伴う改正
- (2) 入園申込書の様式改正

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行期日

令和7年9月1日

ただし、改正後の第1号様式及び第2号様式の規定は、入園希望日が令和8年4月1日以後の入園申込みについて適用し、入園希望日が同日前までの入園申込みについては、なお従前の例による。

千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

千代田区立幼稚園使用条例施行規則（昭和62年千代田区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○千代田区立幼稚園使用条例施行規則</p>	<p>○千代田区立幼稚園使用条例施行規則</p>
<p>第2条 <u>削除</u></p>	<p>第2条 <u>この規則における用語の意義は、次の各号に掲げる用語について、当該各号に定めるところによるほか、条例における用語の例による。</u></p>
<p>（<u>教育等の実施</u>）</p>	<p>（1）<u>短時間保育</u> 幼稚園教育要領に基づく教育課程による教育をいう。</p>
<p>第3条 幼稚園は、幼稚園教育要領に基づく育成方針により、3歳児から小学校就学前までの幼児について一貫した教育を実施する。</p>	<p>（2）<u>長時間保育</u> 原則として午前7時30分から午後6時30分までの間において行う、短時間保育を含みそれを超える時間の教育及び保育をいう。</p>
<p>2 幼稚園における短時間保育（<u>条例第7条第1項に規定する通常の教育をいう。以下同じ。</u>）は、原則として午前9時から午後5時までの間で4時間とし、各歳児及び各幼稚園における状況により幼稚園長（以下「園長」という。）が決定するものとする。</p>	<p>（3）<u>保育料</u> 短時間保育、長時間保育及び延長保育に係る幼稚園使用料をいう。</p>
<p>3 （現行に同じ） （入園手続）</p>	<p>（4）<u>延長保育料</u> 保育料のうち延長保育に係るものをいう。</p>
<p>第6条 <u>条例第5条第1項の規定により幼児の入園の申込みをする保護者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申込書に委員会が必要と認める書類を添えて、委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p>（5）<u>預かり保育</u> 短時間保育を実施する時間以外の時間を実施する保育をいう。</p>
<p>（1）<u>短時間保育の実施を希望する場合</u> <u>幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込書</u>（第1号様式）</p>	<p>（6）<u>預かり保育料</u> 預かり保育の利用料をいう。</p>
<p>（2）<u>長時間保育の実施を希望する場合</u> <u>保育所等入所・転所申込書</u>（第2号様式）</p>	<p>（<u>教育の実施</u>）</p>
<p>2 委員会は、前項の入園申込書を提出した者について、短時間保育の<u>実施</u>の申込みにあつては別表1の優先順位により、及び長時間保育の<u>実施</u>の申込みにあつては当該入園申込書及び保育</p>	<p>第3条 幼稚園は、幼稚園教育要領（<u>文部科学省が告示するものをいう。</u>）に基づく育成方針により、3歳児から小学校就学前までの幼児について一貫した教育を実施する。</p>
<p>（略） （入園手続）</p>	<p>2 幼稚園における短時間保育は、原則として午前9時から午後5時までの間で4時間とし、各歳児及び各幼稚園における状況により幼稚園長（以下「園長」という。）が決定するものとする。</p>
<p>第6条 <u>幼児の教育及び保育を委託しようとする保護者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める入園申込書に委員会が必要と認める書類を添えて、委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p>3 （略） （入園手続）</p>
<p>（1）<u>短時間保育を委託する場合</u> <u>入園申込書</u>（第1号様式）</p>	<p>第6条 <u>幼児の教育及び保育を委託しようとする保護者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める入園申込書に委員会が必要と認める書類を添えて、委員会に提出しなければならない。</u></p>
<p>（2）<u>長時間保育を委託する場合</u> <u>入園申込書</u>（第2号様式）</p>	<p>（1）<u>短時間保育を委託する場合</u> <u>入園申込書</u>（第1号様式）</p>
<p>2 委員会は、前項の入園申込書を提出した者について、短時間保育の<u>委託</u>の申込みにあつては別表1の優先順位により、及び長時間保育の<u>委託</u>の申込みにあつては当該入園申込書及び保育</p>	<p>（2）<u>長時間保育を委託する場合</u> <u>入園申込書</u>（第2号様式）</p>

<p>の必要性に関する調査等により選考のうえ、入園の承諾又は不承諾とするものとする。</p> <p>3 委員会は、前項の規定により入園を承諾するときは、その旨を入園承諾通知書（第3号様式）により、保護者に通知する<u>ものとする。</u></p> <p>4 委員会は、<u>第2項</u>の規定により入園を不承諾とするときは、<u>入園不承諾・保留通知書</u>（第4号様式）により保護者に通知するものとする。</p>	<p>の必要性に関する調査等により選考のうえ、入園の承諾又は不承諾とするものとする。</p> <p>3 委員会は、前項の規定により入園を承諾するときは、その旨<u>及び保育料の額</u>を入園承諾通知書（第3号様式）<u>及び保育料決定通知書</u>（第3号の2様式）により、保護者に通知する。</p> <p>4 委員会は、<u>前項</u>の規定により入園を不承諾とするときは、<u>入園不承諾通知書</u>（第4号様式）により保護者に通知するものとする。<u>ただし、長時間保育の委託を不承諾とする場合において、第1項に規定する申込みと同時に千代田区の認可保育所の入所の申込みをしている保護者に係る通知は、千代田区保育の実施に関する条例施行規則（平成10年千代田区規則第5号）に規定する保育所入所保留通知書をもって入園不承諾通知書に替えることができる。</u> <u>（延長保育料の納入方法）</u> <u>第8条 延長保育料は、1か月分を当月の末日までに納入しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、委員会は、これを後納させることができる。</u> <u>第9条 削除</u> <u>（延長保育料の還付）</u> <u>第10条 延長保育料を還付することができる場合は次のとおりとする。</u> <u>（1） 災害その他緊急事態の発生により、長期間休業することになったとき。</u> <u>（2） その他委員会が還付することが適当であると認めるとき。</u> 2 <u>延長保育料の還付を受けようとする保護者は、前項第1号を除き委員会に申請しなければならない。</u> 3 <u>前2項の規定は、預かり保育料について準用する。</u> <u>（預かり保育の実施）</u></p>
<p><u>（預かり保育の実施）</u> <u>第8条 園長は、在園する幼児が短時間保育の実施時間以外において<u>教育</u>を必要とする場合は、預かり保育を実施する。</u></p> <p>2から5まで（現行に同じ）</p> <p>6 <u>預かり保育の実施に係る費用（以下「<u>預かり保育料</u>」という。）の額は、保育時間が1時間（当該保育時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。以下この項において同じ。）につき100円とし、引き続き預かり保育を受けるときは1時間を経過するごとに100円を加算する。</u></p> <p>7 <u>委員会は、<u>預かり保育料の額</u>を決定したときは、その額を保護者に通知するものとする。ただし、<u>預かり保育料の額</u>が次条第1号に定める額の場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>（預かり保育の実施）</u> <u>第11条 園長は、在園する幼児（<u>千代田幼稚園及び昌平幼稚園においては短時間保育のみを受け</u>る幼児に限る。）が短時間保育の実施時間以外において<u>保育</u>を必要とする場合は、預かり保育を実施する。</u></p> <p>2から5まで（略）</p> <p>6 <u>預かり保育料の額は、保育時間が1時間（当該保育時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。以下この項において同じ。）につき100円とし、引き続き預かり保育を受けるときは1時間を経過するごとに100円を加算する。</u></p>

<p>8 預かり保育料は、後納とし、委員会が定める日までに納入しなければならない。 (預かり<u>保育料</u>の特例)</p>	<p>7 預かり保育料は、後納とし、委員会が定める日までに納入しなければならない。 (預かり<u>保育の額</u>の特例)</p>
<p>第9条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもに係る預かり保育料の額は、前条第6項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に<u>定める額</u>とする。 (1)及び(2)（現行に同じ） (延長保育の実施)</p>	<p>第11条の2 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもに係る預かり保育料の額は、前条第6項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)及び(2)（略） (延長保育の実施)</p>
<p>第10条 園長は、在園する幼児が第3条第3項に定める保育実施時間終了後に保育を必要とする場合は、次の各号に定めるところにより<u>延長保育</u>を実施する。 (1)から(6)まで（現行に同じ） 2から5まで（現行に同じ） 6 <u>延長保育の実施に係る費用</u>（以下「<u>延長保育料</u>」という。）の額は、別表2に定めるとおりとする。 7 <u>委員会は、延長保育料の額を決定するために必要があると認めるときは、当該保護者に関係書類の提出を求めることができる。</u> 8 <u>委員会は、延長保育料の額を決定したときは、延長保育料決定通知書（第7号の2様式）により、その額を保護者に通知するものとする。</u> 9 <u>延長保育料は、1か月分を当月の末日までに納入しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。</u> (<u>預かり保育等実施決定の取消し</u>)</p>	<p>第12条 <u>長時間保育を受けている者で第3条第3項に定める保育実施時間終了後に保育を必要とする場合は、次の各号に定めるところによる保育</u>（以下「<u>延長保育</u>」という。）を実施する。 (1)から(6)まで（略） 2から5まで（略） 6 <u>前項の場合において、延長保育料の額は、条例第7条第3項の規定により当該保護者に対して保育料決定通知書により通知する。</u> 7 <u>延長保育料の額は、別表2に定めるとおりとする。</u> (<u>延長保育等実施決定の取消し</u>)</p>
<p>第11条 園長は、<u>預かり保育若しくは延長保育の申込者又は幼児が次の各号のいずれかに該当する場合は、実施決定を取り消すことができる。</u> (1) 偽りの申込みにより実施決定を受けたとき。 (2) 健康上の理由により集団保育をすることが困難と認められたとき。 (3) <u>正当な理由なしに、預かり保育料若しくは延長保育料を納入しないとき。</u> (4) <u>その他保育を実施することが困難と認められる事情が生じたとき。</u> 2（現行に同じ） (<u>預かり保育料等の還付</u>)</p>	<p>第13条 園長は、<u>延長保育及び預かり保育の申込者又は幼児が次の各号のいずれかに該当する場合は、実施決定を取り消すことができる。</u> (1) 偽りの申込みにより実施決定を受けたとき。 (2) 健康上の理由により集団保育をすることが困難と認められたとき。 (3) <u>その他保育を実施することが困難と認められる事情が生じたとき。</u> 2（略）</p>
<p>第12条 <u>既に納付された預かり保育料及び延長保育料</u>（以下「<u>預かり保育料等</u>」という。）は、<u>還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (1) <u>災害その他緊急事態の発生により、幼稚園が臨時に長期間休園することになったと</u></p>	

き。

(2) その他委員会が還付することが適当であると認めたとき。

2 預かり保育料等の還付を受けようとする保護者は、前項第1号に該当する場合を除き、委員会に申請しなければならない。

(督促)

第13条 区長は、保護者が預かり保育料等を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促するものとする。

(入園承諾の取消し)

第16条 (現行に同じ)

(1) 千代田区の区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 在園児 (短時間保育のみの実施を受ける在園児に限る。)が4か月を超えて幼稚園に通園しないとき。

(3) 在園児 (長時間保育の実施を受ける在園児に限る。)が2か月を超えて通園しないとき。

(4) 他の就学前教育又は保育施設に在籍していることが判明したとき。

(5) その他委員会が在園を不適当と認めたとき。

2 (現行に同じ)

(児童台帳)

第17条 委員会は、教育及び保育の実施をするときは、幼児ごとに児童台帳を作成するものとする。

別表2 (第10条関係)

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		延長保育料 (月額/円)
階層区分	階層区分の定義	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ在世帯	100
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	500
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	700
	3 前年度分の特別区民税	900

(入園承諾の取消し)

第16条 (略)

(1) 千代田区の区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 正当な理由なしに、既定の保育料等を納入しないとき。

(3) 保護者からの申出により在籍児 (短時間保育のみの実施を受ける在籍児に限る。)が疾病、傷害等のため4か月を超えて幼稚園に通園できないと認められるとき。

(4) 在籍児 (長時間保育の実施を受ける在籍児に限る。)が2か月を超えて通園しないとき。

(5) 他の就学前教育又は保育施設に在籍していることが判明したとき。

(6) その他委員会が受託を不適当と認めたとき。

2 (略)

(児童台帳)

第17条 委員会は、教育を受託するときは、幼児ごとに児童台帳を作成するものとする。

別表2 (第12条関係)

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		延長保育料 (月額/円)
階層区分	階層区分の定義	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ在世帯	100
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	500
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	700
	3 前年度分の特別区民税	900

	所得割額が68,000円未満の世帯	
4	前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	1,000
5	前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	1,200
6	前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	1,400
7	前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	1,500
8	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯	1,600
9	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円以上の世帯	1,800

	所得割額が68,000円未満の世帯	
4	前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	1,000
5	前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	1,200
6	前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	1,400
7	前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	1,500
8	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯	1,600
9	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円以上の世帯	1,800

備考 9月分から翌年3月分までの延長保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

第1号様式（第6条関係）（別紙のとおり）

第2号様式（第6条関係）（別紙のとおり）

（削除）

第4号様式（第6条関係）（別紙のとおり）

第5号様式（第7条関係）（別紙のとおり）

第7号の2様式（第10条関係）（別紙のとおり）

備考 9月分から翌年3月分までの延長保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号の2様式（第6条関係）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第7条関係）

（新設）

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第1号様式及び第2号様式の規定は、入園希望日が令和8年4月1日以後の入園申込みについて適用し、入園希望日が同日前までの入園申込みについては、なお従前の例による。

（表）

年度幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込書（短時間保育用）

※きょうだい同時に申し込む場合は、きょうだいそれぞれの入園申込書を提出してください。
 ※裏面も記入してください。

千代田区長 殿		年 月 日			
千代田区教育委員会 殿		〒 _____			
申込者（保護者）住 所 <u>千代田区</u>					
(ふりがな)					
氏 名 _____					
昼間の連絡先：(父・母・その他 _____)					
電話番号（携帯可） _____ (_____)					
区立幼稚園・幼保一体施設（短時間）・こども園（短時間）への入園につき、次のとおり申し込みます。					
	(ふりがな) 氏 名	続柄	生年月日	性別	職業・学校・保育園等
申込 児童		本人	年 月 日		
同居 の 家族		父	年 月 日		
		母	年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
入園を希望する園	幼稚園 ・ こども園		通園区域 (○をつける)	内 ・ 外	
通園区域外の園を 希望する理由 ※区域内の場合は不要					
入園を希望する期間	年 月 日 から		<input type="checkbox"/> 小 学 校 就 学 前 まで <input type="checkbox"/> 年 月 日 まで		

【 裏面も記入してください。 】

受付印

(裏)

1 児童の状況

現在の 保育状況	<input type="checkbox"/> 自宅で保育	<input type="checkbox"/> (父・母・祖父・祖母・その他の親族)が保育 <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 幼稚園・認可保育園	(公立・私立) 入園できなかった場合、上記の園への通園継続を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
	<input type="checkbox"/> その他(認可外保育施設等)	
現在の 健康状態	1. 心身・言語等の発達について気になるところはありますか。(無・有) ※有の場合(具体的に:)	
	2. 障害者手帳・愛の手帳はお持ちですか。(無・有) ※有の場合(障害名:)、()級・度	

2 保護者の状況

続柄		父	母
保護者の 日中の状況 (連絡先)	状況	・就労(自営以外) ・自営 ・その他()	・就労(自営以外) ・自営 ・その他()
	電話		
保護者以外の 連絡先	氏名		
	お子様との続柄		
	連絡先		
	住所		

3 同意事項(チェック欄に✓をしてください。)

	同意事項	チェック
1	幼児の在園中の健やかな成長のために、必要があるときは、区の子育て支援事業実施機関(子ども支援課、児童・家庭支援センター、保健所、小学校、保育施設等)が保有する個人情報の相互提供に同意します。	<input type="checkbox"/>
2	申込内容に虚偽や事実と相違する記載があると判明した場合は、入園承諾を取り消します。	<input type="checkbox"/>
3	入園後、在園枠の早期確保を目的とした入園など、正当な理由なく登園していない、若しくは登園の実態が確認できない場合、又は他の公立幼稚園等に重複して在籍していることが判明した場合は退園となります。	<input type="checkbox"/>
4	千代田区に住所を有しなくなった場合は、幼稚園に在園することができません。	<input type="checkbox"/>
5	通園区域外の幼稚園に入園した場合であっても、小学校入学の際には、居住地により指定される通学区域の小学校になります。	<input type="checkbox"/>

上記同意事項について、確認・同意しました。

年 月 日

保護者氏名 _____

備考 ※園記入欄 (記入不要です)	<input type="checkbox"/> 通園区域外の園の申込者に対し、上記同意事項5を説明しました。(受付:)
-------------------------	---

(表)
保育所等入所・転所申込書

千代田区長・千代田区教育委員会 殿

年 月 日

記載内容のとおり、認可保育園、認定こども園・区立こども園・幼保一体施設(長時間保育)、地域型保育事業への申込みをします。

住所	〒 - -			申込者			
電話番号 ※主な連絡先は○	自宅	※ 父携帯	※ 母携帯	※			
(入園希望児童の続柄に○をつける) 世帯全員及び同居家族	続柄	氏名	生年月日	性別	職業・学校名・園名等		
	父	フリガナ	年 月 日				
	母	フリガナ	年 月 日				
	子	フリガナ	年 月 日				
		フリガナ	年 月 日				
		フリガナ	年 月 日				
		フリガナ	年 月 日				
希望園に関する事	第1希望	園	第4希望	園	第7希望	園	
	第2希望	園	第5希望	園	第8希望	園	
	第3希望	園	第6希望	園	※全園希望の場合は別紙(全園希望者用)も提出してください。様式は区ホームページからダウンロードできます。		
	<input type="checkbox"/> 上記希望園に空きが出るまで待つ ※入園希望順位は審査には影響ありません。 <input type="checkbox"/> 【全園希望】入園できれば上記希望園以外でも良い(事業所内保育事業・小規模保育事業施設を除く、区内の認可保育園、こども園、幼保一体施設の全てを希望する。)※転入予定・在勤要件での申込の場合、選択できません。 <input type="checkbox"/> 【全園希望】入園できれば上記希望園以外でも良い(事業所内保育事業・小規模保育事業施設を含む、区内の認可保育園、こども園、幼保一体施設の全てを希望する。)※転入予定・在勤要件での申込の場合、選択できません。						
	入園を希望する期間	年 月 1日～			<input type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> 年 月末日まで		
	保育希望時間	__時__分～__時__分			※通常保育は一部の園を除き7時30分～18時30分です。 ※延長保育の実施開始年齢は園により異なります。(区立園は1歳児クラスから)		
	延長保育	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない					
	入園・転園を希望する具体的な理由						
	第1希望園の理由	1. 所在地が近い 2. きょうだいがいる 3. 保育内容に魅力を感じた 4. その他()					
	全園希望としない理由	1. 所在地が遠い 2. 認証保育所等に入園・内定している 3. 保育を頼める人がいる 4. その他()					
【4月～8月入園申込の方】 1.1現在の住所地	父	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 区内他住所 <input type="checkbox"/> それ以外の住所()					
	母	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 区内他住所 <input type="checkbox"/> それ以外の住所()					
【9月～1月入園申込の方】 1.1現在の住所地	父	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 区内他住所 <input type="checkbox"/> それ以外の住所()					
	母	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 区内他住所 <input type="checkbox"/> それ以外の住所()					
※区記入欄	○区域	ふ・い・昌・千・い千	備考		受付印		
	○所轄開始	年 月 日から					
	○年度内辞退	無 有()					
	ハナ→	年 月から 年 月					
	支給認定	済 未 内定後					
	給付金	有 無					
	公共料金	有 無→ / ㄾ					
受託証明	有 無→説明済						
連絡	/ に父・母へ入所可・不可 → 入所・辞退			受付	書類確認	入力	入力確認
児童No.							

(表)

きょうだいで同時申し込みの方は、組み合わせ希望について①または②の該当する箇所にチェック☑してください。

<p>① <input type="checkbox"/> 必ず全員同時の入園を希望する</p> <p><input type="checkbox"/> 同園のみを希望する (→以上で記入終了)</p> <p><input type="checkbox"/> 別々の園でも入園する</p> <p><input type="checkbox"/> きょうだい別々の園になっても希望順位が高い園に入園を希望する</p> <p><input type="checkbox"/> 希望順位が低くても同園に入園することを優先する</p>	<p>② <input type="checkbox"/> 1人だけでも入園を希望する ※育児休業中で申し込んだ方は、1人でも入園した場合、復職が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 希望順位が高い園に1人だけでも入園することを優先する</p> <p><input type="checkbox"/> 2人以上が同時に入園できる場合は、希望順位が低くても同園に入園することを優先する</p> <p><input type="checkbox"/> 優先児童あり [優先児童名: _____] (優先児童が入園できるまで他のきょうだいいも入園しない)</p> <p><input type="checkbox"/> 優先児童なし (1人だけでも入園できる児童から入園する)</p>
---	--

※上記の選択肢以外の組み合わせ希望がある場合は、ご記入ください。(希望に沿えない場合もございます。)

--

↓それぞれ該当する箇所を○で囲み、必要事項を記入してください。

父母の状況

		父の状況	母の状況
就 労 状 況	状 況	外勤(正規・パート・派遣) 自営(自宅内・自宅外)	外勤(正規・パート・派遣) 自営(自宅内・自宅外)
	通 勤 時 間	自宅から勤務先まで片道 時間 分	自宅から勤務先まで片道 時間 分
不 存 在 理 由	理 由	死亡・離婚・離婚調停中・未婚・失踪 その他() ____年____月頃から ※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者(無・有)	死亡・離婚・離婚調停中・未婚・失踪 その他() ____年____月頃から ※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者(無・有)
	出 産 予 定 日		____年____月____日
疾 病 傷 害	傷 病 名		
	入 院 等	____年____月____日~____年____月____日 1.精神疾患または感染症 2.常時臥床 3.その他()	____年____月____日~____年____月____日 1.精神疾患または感染症 2.常時臥床 3.その他()
心 身 障 害	障 害 名		
	手 帳	(級・度) ・ 無	(級・度) ・ 無
介 護 看 護 求 職	どなたを	続柄() 氏名()	続柄() 氏名()
	日 数 等	週 日・ 時~ 時まで (実働約 時間)	週 日・ 時~ 時まで (実働約 時間)
通 所 其 他	日 数	週 日・ 時~ 時まで	週 日・ 時~ 時まで
	学 校 名		
通 所 其 他	日 数	週 日・ 時~ 時まで	週 日・ 時~ 時まで
	学 校 名		
其 他 状 況			

祖父母の状況(別居・同居を問わず、区内にお住まいの場合は住所をすべて記入、区外にお住まいの場合は市区町村名までご記入ください。)

		氏名・年齢	保育ができない理由	居住地・申請児童との同居状況
父 方	祖父		歳 就労・高齢・遠方 その他()	同居・別居 - 不存在
	祖母		歳 就労・高齢・遠方 その他()	同居・別居 - 不存在
母 方	祖父		歳 就労・高齢・遠方 その他()	同居・別居 - 不存在
	祖母		歳 就労・高齢・遠方 その他()	同居・別居 - 不存在

その他

生 活 保 護	<input type="checkbox"/> 適用なし	<input type="checkbox"/> 適用あり(年 月 日保護開始)
---------	-------------------------------	---

第 年 月 日 号

様

千代田区教育委員会

入園不承諾・保留通知書

年 月入園で申込みのありました幼稚園への申込の結果については、次の理由により不承諾・保留となりましたので通知いたします。

支給認定子どもの 氏名および生年月日	年 月 日生 歳児
希望利用開始日	年 月 日
申込有効期限	年 月 日
決定年月日	年 月 日
不承諾・保留の理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った翌日から起算して3か月以内に、千代田区教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区教育委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 入園申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。

(表)

家庭状況調査書

住 所 (〒 _____ - _____)千代田区 _____

連絡先 (父携帯) _____ (_____) _____

保護者氏名 _____ (母携帯) _____ (_____) _____

(その他) _____ (_____) _____

1. お子さんの状況

※認可保育所、こども園、幼稚園、認証保育所、認可外保育施設に在園中のお子さんをすべてご記入ください。

(ふりがな) 児 童 名	生 年 月 日	園 名	長時間・短時間○をつけてください (こども園・幼稚園の場合のみ)
(_____)	年 月 日		長時間 ・ 短時間
(_____)	年 月 日		長時間 ・ 短時間
(_____)	年 月 日		長時間 ・ 短時間

2. 同居家族の状況(1 以外の同居の方(単身赴任中の保護者を含む)をすべてご記入ください。)

続柄	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	年 齢	性 別	職業・学校名・園名
父	(_____)	年 月 日	歳		
母	(_____)	年 月 日	歳		
	(_____)	年 月 日	歳		
	(_____)	年 月 日	歳		
	(_____)	年 月 日	歳		

3. 父母の状況(該当項目が2つ以上ある場合は、すべてについてご記入ください)

保育を 必要とする 状況	父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 育児休業中 <input type="checkbox"/> 疾病・障害等 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 不存在(<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他(_____)) <input type="checkbox"/> その他(_____)
	母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 育児休業中 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害等 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 不存在(<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他(_____)) <input type="checkbox"/> その他(_____)

裏面も記入してください。

区 記 入 欄	備 考		受付印
------------------	-----	--	-----

(裏)

4. 提出書類チェック表(提出する書類にチェックのうえ、提出漏れがないか今一度ご確認ください。)

※①・②(全世帯共通)及び③のうち父母分それぞれ該当する書類を必ず提出してください。

提出書類		チェック欄			
①	◎家庭状況調査書(本紙)	<input type="checkbox"/>			
②	◎保育園・こども園・幼保一体施設等の継続入園に関する確認書	<input type="checkbox"/>			
③ 保育ができない状況を証明する書類	保護者の状況	提出書類			
	就労(外勤)	◎就労証明書(区様式)	証明日が 年 月 日以降の就労証明書を既に子ども支援課に提出済みで、就労状況に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記に記入してください。 <input type="checkbox"/> 就労証明書の提出を省略します。 【理由:()月頃、()のため提出済】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		◎就労証明書(区様式)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	就労(自営業等)	◎会社の運営を確認できる書類(下記のいずれかを提出)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・会社・法人の登記事項証明書(写し可) ※過去に子ども支援課へ提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。 省略する場合は、下記にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 内容に変更がないので、会社・法人の登記事項証明書の提出を省略します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・会社のホームページの写し(会社名・代表者氏名を確認できるページ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・直近の確定申告書の控えの写し(第一表・第二表) ※電子申請の場合は受信日時がわかる画面の写しを添付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・営業許可証の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・開業届の写し(営業初年度のみ受付可) ※電子申請の場合は受信日時がわかる画面の写しを添付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	疾病・障害	◎診断書(疾病・障害用)(区様式) または、 手帳(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳)の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	就学	◎在学証明書(区様式) ※在学証明書で就学時間が確認できない場合は時間割表等を添付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護・看護	◎介護・看護に関する申立書(区様式)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		◎介護・看護を要することがわかる書類(下記のいずれかを提出)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・診断書(介護・看護用)(区様式)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
・手帳(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳)の写し ・ケアプラン(介護サービス計画書)の写し ※お持ちの方のみ必須提出		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
求職活動	◎求職活動申立書(区様式)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	◎求職活動中であることを確認できる書類の写し (ハローワークカード、就職斡旋機関登録画面、雇用保険受給資格者証等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
不存在	◎不存在を確認できる書類(下記のいずれかを提出)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・戸籍謄本(全部事項証明書)(写し可) ※過去に子ども支援課へ提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。 省略する場合は、下記にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 内容に変更がないので、戸籍の全部事項証明書の提出を省略します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ ◎ 医療証の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・児童扶養手当証書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
妊娠・出産	◎母子手帳の写し(表紙と出産予定日がわかるページ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

様

千代田区長

延長保育料（月極）決定通知書

年 月から 月までの延長保育料は次のとおりとなりますので、通知します。

利用する子どもの 氏名および生年月日	年 月 日生 歳児
利用施設名	
利用期間	
決定年月日	年 月 日から 年 月 日まで
利用内容	

月 別 納 付 額	月 分	月分	月分	月分	月分
	階 層	階層	階層	階層	階層
	延長保育料	円	円	円	円
	月 分	月分	月分	月分	月分
	階層	階層	階層	階層	階層
	延長保育料	円	円	円	円

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 保育の実施期間中であっても利用できる基準に該当しなくなった場合は保育の実施を解除いたします。

令和8年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧（小学校）

選定結果は以下のとおりである。児童の実態や学習グループに合わせて、以下の選定教科書または通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
国語	リーブル	あっちゃんあがつくたべものあいうえお
国語	文部科学省 著作教科書	こくご☆☆☆
国語	東洋館出版社	くらしに役立つ 国語
国語	学研プラス	レインボーことば絵じてん
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」①
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」②
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」③
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「国語」④
国語	戸田デザイン 研究所	漢字えほん
書写	くもん出版	書きかたカード ひらがな
書写	PHP研究所	高嶋式 子どもの字がうまくなる練習ノート
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク① 基本漢字あそび
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク② あわせ漢字あそび
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク③ 部首あそび
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク④ 漢字の音あそび
書写	スリーエー ネットワーク	絵でわかるかんたんかんじ 200
算数	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」① (量概念の基礎、比較、なかま集め)
算数	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」② (1対1対応、1～5の数、5までの足し算)
算数	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」③ (6～9までのたし算、ひき算、位取り)
算数	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」④ (くり上がり、くり下がり、2けたの数の計算)
算数	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」⑤ (3けたの数の計算、かけ算、わり算)
算数	むぎ書房	わかるさんすう 1
算数	太郎次郎社 エディタス	スーパータイトルのさんすう1 らくらく算数ブック1
算数	太郎次郎社 エディタス	スーパータイトルのさんすう2 らくらく算数ブック2
算数	太郎次郎社 エディタス	スーパータイトルのさんすう3 らくらく算数ブック3
算数	ほるぷ出版	単位がわかる メートルのえほん
算数	学研プラス	さわって学べる算数図鑑
生活	ひかりのくに	202シリーズ たべもの202

生活	ひかりのくに	こどものずかんMio 11 やさい・くだもの
生活	ひかりのくに	こどものずかんMio 12 きせつとしぜん
生活	ひかりのくに	マナーやルールがどんどんわかる！ みちかなマーク 新装改訂版
生活	講談社	親子で楽しんで驚くほど身につく！ こども せいかつ百科
生活	講談社	米村でんじろうのDVDでわかるおもしろ実験！！
生活	平凡社	新版 はじめまして せかいちず
生活	平凡社	新版 はじめまして にほんちず
生活	偕成社	子供の生活⑥ じょうぶなからだになれるよ！
生活	偕成社	子どものマナー図鑑 ⑤ 12か月・行事のマナー
生活	ナツメ社	子どもの生きる力を育てる せいかつの絵じてん
生活	三省堂	こども マナーとけいご 絵じてん
生活	開隆堂出版	職業・家庭 たのしい職業科 わたしの夢につながる
生活	草思社	みんなのためのルールブック
生活	合同出版	[改訂新版] イラスト版 からだのつかい方・ととのえ方 子どもとマスターする45の操体法
生活		当該学年の検定教科書
音楽	こぐま社	いっぱいうたって！ たのしいうたの絵本
音楽	成美堂出版	DVDでひける！はじめてのピアノえほん② たのしいピアノのうた
音楽	グランまま社	うたえほんⅢ
音楽	くもん出版	くもんの写真図鑑カード 楽器カード
音楽	ドレミ楽譜 出版社	保育名歌 こどものうた100選
音楽	偕成社	うたのパレット
音楽		当該学年の検定教科書
図工	岩崎書店	あそびの絵本⑦ クレヨンあそび
図工	岩崎書店	あそびの絵本17 えのぐあそび
図工	さ・え・ら 書房	たのしいこうさくきょうしつ1
図工	さ・え・ら 書房	たのしい工作教室 木のぞうけい教室
図工	福音館書店	DO!図鑑シリーズ 工作図鑑
図工	国土社	たのしい図画工作⑨ うごくおもちゃ
図工		当該学年の検定教科書
保健	童心社	かこさとし からだの本2 たべもののたび
保健	ひかりのくに	こどものずかんMio (みお) ⑨ ひとのからだ
保健	偕成社	子どもの健康を考える絵本④ からだがすきなたべものなあに？
保健	三省堂	こども からだのしくみ絵じてん 小型版
保健		当該学年の検定教科書
家庭		当該学年の検定教科書
道徳		当該学年の検定教科書

令和8年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧（中学校）

選定結果は以下のとおりである。生徒の実態や学習グループに合わせて、以下の選定教科書または通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
国語	文部科学省 著作教科書	国語☆☆☆☆☆
社会	文部科学省 著作教科書	社会☆☆☆☆☆
数学	文部科学省 著作教科書	数学☆☆☆☆☆
理科	文部科学省 著作教科書	理科☆☆☆☆☆
音楽	文部科学省 著作教科書	音楽☆☆☆☆☆
職業・家庭	文部科学省 著作教科書	職業・家庭☆☆☆☆☆

議案第36号

令和8年度 千代田区立九段中等教育学校後期課程使用 教科用図書一覧

教科	科目（種目）	発行者略称	教科書名	使用学年	備考
国語	現代の国語	筑摩	現代の国語 改訂版	4	
国語	言語文化	筑摩	言語文化 改訂版	4	
国語	論理国語	明治	精選 論理国語	5	
国語	論理国語	筑摩	論理国語	6	※
国語	古典探究	明治	精選 古典探究 古文編 ／精選 古典探究 漢文編	5	
地理歴史	地理総合	帝国	高等学校 新地理総合	4	
地理歴史	地図	帝国	新詳高等地図	4	
地理歴史	地理探究	帝国	新詳地理探究	6	
地理歴史	地図	帝国	新詳高等地図	6	※
地理歴史	歴史総合	山川	歴史総合 近代から現代へ 改訂版	4	
地理歴史	日本史探究	山川	詳説日本史	5	
地理歴史	世界史探究	帝国	新詳世界史探究	5	
公民	公共	実教	詳述公共 新訂版	5	
公民	倫理	実教	詳述倫理	6	
公民	政治・経済	実教	詳述政治・経済	6	
数学	数学Ⅰ	数研	数学Ⅰ	4	
数学	数学Ⅱ	数研	数学Ⅱ	4	
数学	数学Ⅲ	数研	数学Ⅲ	5	
数学	数学A	数研	数学A	4	
数学	数学B	数研	数学B	5	
数学	数学C	数研	数学C	5	
理科	物理基礎	数研	改訂版 物理基礎	4	

令和8年度 千代田区立九段中等教育学校後期課程使用 教科用図書一覧

教科	科目（種目）	発行者略称	教科書名	使用学年	備考
理科	物理	数研	物理	5	
理科	化学基礎	第一	高等学校 改訂 化学基礎	4	
理科	化学	第一	高等学校 化学	5	
理科	生物基礎	東書	改訂 生物基礎	4	
理科	生物	東書	生物	5	
保健体育	保健体育	大修館	新高等保健体育 改訂版	4	
保健体育	保健体育	大修館	新高等保健体育 改訂版	4	
保健体育	保健体育	大修館	新高等保健体育 *（目録落）	5	※
保健体育	保健体育	大修館	新高等保健体育 *（目録落）	5	※
保健体育	保健体育	大修館	新高等保健体育 *（目録落）	6	※
芸術	音楽Ⅰ	教芸	MOUSA 1	4	
芸術	美術Ⅰ	日文	高校生の美術 1	4	
芸術	書道Ⅰ	光村	書Ⅰ	4	
外国語	英語コミュニケーションⅠ	啓林館	Revised ELEMENT English Communication Ⅰ	4	
外国語	英語コミュニケーションⅡ	啓林館	ELEMENT English Communication Ⅱ	5	
外国語	英語コミュニケーションⅢ	啓林館	ELEMENT English Communication Ⅲ	6	
外国語	論理・表現Ⅰ	数研	Revised EARTHRISE English Logic and Expression Ⅰ Advanced	4	
外国語	論理・表現Ⅱ	数研	EARTHRISE English Logic and Expression Ⅱ Advanced	5	
外国語	論理・表現Ⅲ	数研	EARTHRISE English Logic and Expression Ⅲ Advanced	6	
家庭	家庭基礎	東書	家庭基礎 自立・共生・創造	5	
情報	情報Ⅰ	東書	情報Ⅰ Step Forward!	4	
情報	情報Ⅱ	日文	情報Ⅱ	6	

※…継続使用の教科書

議案第 37 号

令和 8 年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択

種 目	発 行 者	書 名
国 語	光村図書出版	国語
書 写	光村図書出版	書写
社 会	東京書籍	新編 新しい社会
地 図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算 数	東京書籍	新編 新しい算数
理 科	東京書籍	新編 新しい理科
生 活	光村図書出版	せいかつ たんけんたい
音 楽	教育芸術社	小学生の音楽
図画工作	開隆堂出版	図画工作
家 庭	東京書籍	新編 新しい家庭 私がつくる みんなでつくる 明日をつくる
保 健	大修館書店	新 小学校保健
英 語	光村図書出版	Here We Go!
道 徳	光村図書出版	道徳 きみが いちばん ひかるとき

議案第 38 号

令和 8 年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）

教科用図書採択

種目	発行者	書名
国 語	光村図書出版	国語
書 写	光村図書出版	中学書写
社 会 (地理的分野)	帝国書院	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
社 会 (歴史的分野)	東京書籍	新編 新しい社会 歴史
社 会 (公民的分野)	東京書籍	新編 新しい社会 公民
地 図	帝国書院	中学校社会科地図
数 学	東京書籍	新編 新しい数学 ～MATH CONNECT 数学のつながり～
理 科	東京書籍	新編 新しい科学
音 楽 (一般)	教育芸術社	中学生の音楽
音 楽 (器楽合奏)	教育芸術社	中学生の器楽
美 術	光村図書出版	美術 美術資料
保健体育	大修館書店	最新 中学校保健体育
技術・家庭 (技術分野)	開隆堂出版	技術・家庭 技術分野 テクノロジーに希望をのせて
技術・家庭 (家庭分野)	開隆堂出版	技術・家庭 家庭分野 自立しともに支え合う生活へ
英 語	光村図書出版	Here We Go! ENGLISH COURSE
道 徳	光村図書出版	中学道徳 きみがいちばんひかるとき

新旧対照表

○千代田区立九段中等教育学校学則

新 (改正後)	旧 (現 行)																																																																																		
<p>○千代田区立九段中等教育学校学則 平成18年3月28日教育委員会規則第20号 改正</p> <p>平成25年8月27日教 委規則第8号 平成28年9月13日教 委規則第11号 <u>令和7年●月●日教 委規則第●号</u></p> <p>千代田区立九段中等教育学校学則 第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この学則は、千代田区立九段中等教育 学校(以下「学校」という。)の運営に関し、 必要な事項を定めるものとする。 (学校の名称及び所在地)</p> <p>第2条 学校の名称及び所在地は、次のとおり とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千代田区立九段中 等教育学校</td> <td>千代田区九段北二 丁目2番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(生徒定員及び修業年限)</p> <p>第3条 学校は中等普通教育及び高等普通教育 を一貫して実施し、生徒定員等は次のとおり とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課 程</th> <th colspan="3">前期課程</th> <th colspan="3">後期課程</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>1 学 年</th> <th>2 学 年</th> <th>3 学 年</th> <th>4 学 年</th> <th>5 学 年</th> <th>6 学 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学 年</td> <td>1 学 年</td> <td>2 学 年</td> <td>3 学 年</td> <td>4 学 年</td> <td>5 学 年</td> <td>6 学 年</td> <td rowspan="2">24</td> </tr> <tr> <td>学 級 数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>定 員</td> <td><u>14</u> <u>0</u></td> <td><u>14</u> <u>0</u></td> <td><u>14</u> <u>0</u></td> <td><u>14</u> <u>0</u></td> <td><u>14</u> <u>0</u></td> <td><u>14</u> <u>0</u></td> <td><u>840</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 学校の修業年限は6年とし、前期課程は3 年、後期課程は3年とする。</p> <p>3 生徒定員のうち約半数は千代田区内在住者 とする。 (通学区域)</p> <p>第4条 生徒の通学区域は、東京都内全域とす る。</p> <p>第2章 学年、学期、休業日等 (学年)</p> <p>第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月</p>	名称	所在地	千代田区立九段中 等教育学校	千代田区九段北二 丁目2番1号	課 程	前期課程			後期課程			合 計	1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年	学 年	1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年	24	学 級 数	4	4	4	4	4	4	定 員	<u>14</u> <u>0</u>	<u>14</u> <u>0</u>	<u>14</u> <u>0</u>	<u>14</u> <u>0</u>	<u>14</u> <u>0</u>	<u>14</u> <u>0</u>	<u>840</u>	<p>○千代田区立九段中等教育学校学則 平成18年3月28日教育委員会規則第20号 改正</p> <p>平成25年8月27日教 委規則第8号 平成28年9月13日教 委規則第11号</p> <p>千代田区立九段中等教育学校学則 第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この学則は、千代田区立九段中等教育 学校(以下「学校」という。)の運営に関し、 必要な事項を定めるものとする。 (学校の名称及び所在地)</p> <p>第2条 学校の名称及び所在地は、次のとおり とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千代田区立九段中 等教育学校</td> <td>千代田区九段北二 丁目2番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(生徒定員及び修業年限)</p> <p>第3条 学校は中等普通教育及び高等普通教育 を一貫して実施し、生徒定員等は次のとおり とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課 程</th> <th colspan="3">前期課程</th> <th colspan="3">後期課程</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>1 学 年</th> <th>2 学 年</th> <th>3 学 年</th> <th>4 学 年</th> <th>5 学 年</th> <th>6 学 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学 年</td> <td>1 学 年</td> <td>2 学 年</td> <td>3 学 年</td> <td>4 学 年</td> <td>5 学 年</td> <td>6 学 年</td> <td rowspan="2">24</td> </tr> <tr> <td>学 級 数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>定 員</td> <td><u>16</u> <u>0</u></td> <td><u>16</u> <u>0</u></td> <td><u>16</u> <u>0</u></td> <td><u>16</u> <u>0</u></td> <td><u>16</u> <u>0</u></td> <td><u>16</u> <u>0</u></td> <td><u>960</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 学校の修業年限は6年とし、前期課程は3 年、後期課程は3年とする。</p> <p>3 生徒定員のうち約半数は千代田区内在住者 とする。 (通学区域)</p> <p>第4条 生徒の通学区域は、東京都内全域とす る。</p> <p>第2章 学年、学期、休業日等 (学年)</p> <p>第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月</p>	名称	所在地	千代田区立九段中 等教育学校	千代田区九段北二 丁目2番1号	課 程	前期課程			後期課程			合 計	1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年	学 年	1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年	24	学 級 数	4	4	4	4	4	4	定 員	<u>16</u> <u>0</u>	<u>16</u> <u>0</u>	<u>16</u> <u>0</u>	<u>16</u> <u>0</u>	<u>16</u> <u>0</u>	<u>16</u> <u>0</u>	<u>960</u>
名称	所在地																																																																																		
千代田区立九段中 等教育学校	千代田区九段北二 丁目2番1号																																																																																		
課 程	前期課程			後期課程			合 計																																																																												
	1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年																																																																													
学 年	1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年	24																																																																												
学 級 数	4	4	4	4	4	4																																																																													
定 員	<u>14</u> <u>0</u>	<u>14</u> <u>0</u>	<u>14</u> <u>0</u>	<u>14</u> <u>0</u>	<u>14</u> <u>0</u>	<u>14</u> <u>0</u>	<u>840</u>																																																																												
名称	所在地																																																																																		
千代田区立九段中 等教育学校	千代田区九段北二 丁目2番1号																																																																																		
課 程	前期課程			後期課程			合 計																																																																												
	1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年																																																																													
学 年	1 学 年	2 学 年	3 学 年	4 学 年	5 学 年	6 学 年	24																																																																												
学 級 数	4	4	4	4	4	4																																																																													
定 員	<u>16</u> <u>0</u>	<u>16</u> <u>0</u>	<u>16</u> <u>0</u>	<u>16</u> <u>0</u>	<u>16</u> <u>0</u>	<u>16</u> <u>0</u>	<u>960</u>																																																																												

31日に終わる。

(学期)

第6条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)第29条の規定による学期は、次のとおりとする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、千代田区教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けたときは、校長は、別に定める基準により学期を変更することができる。

(休業日)

第7条 施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 夏季休業日 7月22日から8月26日まで
- (4) 期間休業日 10月1日から10月5日まで
- (5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- (6) 春季休業日 3月26日から4月5日まで
- (7) 開校記念日 4月15日
- (8) 都民の日条例(昭和27年東京都条例第75号)に規定する日
- (9) その他委員会が定める日

2 前項の規定にかかわらず、委員会の許可を受けたときは、校長は、別に定める基準により休業日を変更することができる。

3 休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、校長は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。

(臨時休業)

第8条 校長は、非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、校長はこの旨を委員会に報告しなければならない。

第3章 教育課程及びその運営

(教育課程)

第9条 学校の教育課程は、校長が委員会の承認を得て定める。

2 毎週の授業時数並びに始業及び終業の時刻は、校長が定める。

31日に終わる。

(学期)

第6条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)第29条の規定による学期は、次のとおりとする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、千代田区教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けたときは、校長は、別に定める基準により学期を変更することができる。

(休業日)

第7条 施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 夏季休業日 7月22日から8月26日まで
- (4) 期間休業日 10月1日から10月5日まで
- (5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- (6) 春季休業日 3月26日から4月5日まで
- (7) 開校記念日 4月15日
- (8) 都民の日条例(昭和27年東京都条例第75号)に規定する日
- (9) その他委員会が定める日

2 前項の規定にかかわらず、委員会の許可を受けたときは、校長は、別に定める基準により休業日を変更することができる。

3 休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、校長は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。

(臨時休業)

第8条 校長は、非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、校長はこの旨を委員会に報告しなければならない。

第3章 教育課程及びその運営

(教育課程)

第9条 学校の教育課程は、校長が委員会の承認を得て定める。

2 毎週の授業時数並びに始業及び終業の時刻は、校長が定める。

(校務分掌)

第10条 学校の校務分掌は、校長が定める。

(前期課程修了の認定)

第11条 前期課程における各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価して校長が認定する。

2 校長は、前期課程の全課程を修了したと認める生徒に対し、中等教育学校前期課程修了証明書を発行することができる。

(単位修得の認定)

第12条 校長は、後期課程において、生徒が学校の定める教育計画に従って、教科及び科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認めるときは、その教科及び科目について所定の単位を修得したことを認定する。

2 校長は、単位の修得を認定した生徒に対し、単位修得証明書又は成績証明書を発行することができる。

(卒業の認定)

第13条 校長は、学校所定の全課程を修了したと認める生徒について卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した生徒に対し、卒業証書を授与する。

第4章 入学、退学、編入学、転学等

(入学資格)

第14条 学校に入学することができる者は、小学校又はこれに準ずる学校の課程を終了した者とする。

(願書の提出)

第15条 学校への入学を志願する者は、指定の期日までに、入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、必要な書類を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第18条 編入学は原則として認めない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 前期課程の定員に欠員が生じた場合において、編入学を希望する者が相当年齢に達し、その者と同じ学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、教育上支障がないと校長が認めるとき。

(校務分掌)

第10条 学校の校務分掌は、校長が定める。

(前期課程修了の認定)

第11条 前期課程における各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価して校長が認定する。

2 校長は、前期課程の全課程を修了したと認める生徒に対し、中等教育学校前期課程修了証明書を発行することができる。

(単位修得の認定)

第12条 校長は、後期課程において、生徒が学校の定める教育計画に従って、教科及び科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認めるときは、その教科及び科目について所定の単位を修得したことを認定する。

2 校長は、単位の修得を認定した生徒に対し、単位修得証明書又は成績証明書を発行することができる。

(卒業の認定)

第13条 校長は、学校所定の全課程を修了したと認める生徒について卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した生徒に対し、卒業証書を授与する。

第4章 入学、退学、編入学、転学等

(入学資格)

第14条 学校に入学することができる者は、小学校又はこれに準ずる学校の課程を終了した者とする。

(願書の提出)

第15条 学校への入学を志願する者は、指定の期日までに、入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて願出なければならない。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、必要な書類を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第18条 編入学は原則として認めない。ただし、校長は、欠員が生じた場合において、編入学を希望する者が相当年齢に達し、その者と同じ学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、教育上支障がないと認めるときには、その者が学校に在籍していた場合に限り、入学を認める。

(2) 第22条第2項の規定により学籍から除外された者が、転学後2年以内に編入学を希望するとき。

2 前項第2号に掲げる場合において、生徒の編入学を希望する保護者は、所定の編入学願を校長に提出しなければならない。

3 校長は、前項の規定による編入学願を受けた場合は、速やかに編入学試験を実施し、当該試験に合格したときは、これを認めるものとする。

(欠席、欠課等)

第19条 生徒が、欠席、欠課、遅刻、早退等をする場合には、所定の手続きを経なければならない。

(留学)

第20条 校長は、教育上有益と認めるときは、後期課程の生徒が外国の後期中等教育機関に留学することを許可することができる。

(退学)

第21条 後期課程の生徒が退学しようとするときは、保護者が、所定の退学願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定による退学願を適当と認めるときは、これを許可する。

(転学等)

第22条 生徒が転学(在外教育施設、外国の学校等(以下「在外教育施設等」という。)への転学を含む。)を希望するときは、保護者が、所定の転学願を校長に提出しなければならない。

2 前期課程の生徒が、在外教育施設等に転学し、かつ、1年以上在籍したと認められるときは、学籍から除外することとする。

3 他の学校からの転入学は原則として認めない。ただし、校長は、欠員が生じた場合において、転入学を希望する者が、その者と同じ学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、教育上支障がないと認めるときには、後期課程進級時に限り、転入学を許可する。

(国外転出時の特例)

第22条の2 校長は、前期課程の生徒が国外に転出する際、国外への転出期間があらかじめ1年未満であることを確認したときは、当該転出期間における在外教育施設等への在籍の有無にかかわらず、当該生徒を長期欠席として扱うものとする。ただし、当該生徒が帰国後も引き続き、千代田区内(入学時の住所が千代田区外であった者にあつては東京都内)に住所を有することが見込まれる場合に限るものとする。

(欠席、欠課等)

第19条 生徒が、欠席、欠課、遅刻、早退等をする場合には、所定の手続きを経なければならない。

(留学)

第20条 校長は、教育上有益と認めるときは、後期課程の生徒が外国の後期中等教育機関に留学することを許可することができる。

(退学)

第21条 生徒が退学しようとするときは、保護者が、所定の退学願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定による退学願を適当と認めるときは、これを許可する。

(転学)

第22条 生徒が転学を希望するときは、保護者が、所定の転学願を校長に提出しなければならない。

2 他の学校からの転入学は原則として認めない。ただし、校長は、欠員が生じた場合において、転入学を希望する者が、その者と同じ学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、教育上支障がないと認めるときには、後期課程進級時に限り、転入学を許可する。

(休学等)

第23条 生徒が病気その他やむを得ない理由により、引き続き3か月以上出席することができない場合は、保護者が、所定の休学申請書を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定による休学申請を適当と認めるときは、休学を許可する。

3 休学期間は、3か月以上2年以内とする。

4 休学中の生徒は、休学の理由がなくなったときは、保護者が、所定の復学申請書を校長に提出しなければならない。

5 校長は、前項の規定による復学申請を適当と認めるときは、復学を許可する。

(出席停止)

第24条 校長は、集団生活に支障があると認められる感染症に罹患し、若しくは罹患している疑いがあり、又は罹患するおそれがある生徒に対し、出席の停止を命ずることができる。

第5章 保護者

(保護者)

第25条 保護者は、生徒に対し親権を行う者であって、原則として父母(父母のいずれかがいない場合は父母のいずれか一方)とし、親権を行う者が死別等によりいない場合は生徒の後見人とする。

2 保護者は、学校に対して、生徒に関する一切の責任を負わなければならない。

3 保護者は、生徒又は自己が住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

第6章 入学検定料等

(入学検定料等)

第26条 入学検定料、入学金及び授業料に関する徴収及び減免の取扱いについては、千代田区立九段中等教育学校の授業料等徴収条例(平成17年千代田区条例第38号)及び千代田区立九段中等教育学校の授業料等徴収条例施行規則(平成17年千代田区教育委員会規則第11号)に定めるところによる。

第7章 賞罰

(ほう賞)

第27条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒をほう賞することができる。

(懲戒)

第28条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒を懲戒するものとする。

2 懲戒は、前期課程においては退学、訓告その他、後期課程においては退学、停学、訓告その他とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。

(休学等)

第23条 生徒が病気その他やむを得ない理由により、引き続き3か月以上出席することができない場合は、保護者が、所定の休学申請書を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定による休学申請を適当と認めるときは、休学を許可する。

3 休学期間は、3か月以上2年以内とする。

4 休学中の生徒は、休学の理由がなくなったときは、保護者が、所定の復学申請書を校長に提出しなければならない。

5 校長は、前項の規定による復学申請を適当と認めるときは、復学を許可する。

(出席停止)

第24条 校長は、集団生活に支障があると認められる感染症に罹患し、若しくは罹患している疑いがあり、又は罹患するおそれがある生徒に対し、出席の停止を命ずることができる。

第5章 保護者

(保護者)

第25条 保護者は、生徒に対し親権を行う者であって、原則として父母(父母のいずれかがいない場合は父母のいずれか一方)とし、親権を行う者が死別等によりいない場合は生徒の後見人とする。

2 保護者は、学校に対して、生徒に関する一切の責任を負わなければならない。

3 保護者は、生徒又は自己が住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

第6章 入学検定料等

(入学検定料等)

第26条 入学検定料、入学金及び授業料に関する徴収及び減免の取扱いについては、千代田区立九段中等教育学校の授業料等徴収条例(平成17年千代田区条例第38号)及び千代田区立九段中等教育学校の授業料等徴収条例施行規則(平成17年千代田区教育委員会規則第11号)に定めるところによる。

第7章 賞罰

(ほう賞)

第27条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒をほう賞することができる。

(懲戒)

第28条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒を懲戒するものとする。

2 懲戒は、前期課程においては退学、訓告その他、後期課程においては退学、停学、訓告その他とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 校長は、第2項の退学又は停学（通算して1か月を超えるものに限る。）を行おうとするときは、予め学校経営評議会（千代田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年教育委員会規則第4号）第28条第1項に基づき設置されるものをいう。）の意見を聞かなければならない。

5 校長は、別に教育委員会が定めるところに従い、問題行動があった場合の懲戒の基準及び手続きを定めるものとする。

第8章 補則

（委任）

第29条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月27日教委規則第8号）

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成28年9月13日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年●月●日教委規則第●

号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

（生徒定員に関する経過措置）

2 令和8年度から令和12年度までの間における生徒定員については、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める表のとおりとする。

(1) 令和8年度

<u>学</u> <u>年</u>	<u>1</u> <u>学</u> <u>年</u>	<u>2</u> <u>学</u> <u>年</u>	<u>3</u> <u>学</u> <u>年</u>	<u>4</u> <u>学</u> <u>年</u>	<u>5</u> <u>学</u> <u>年</u>	<u>6</u> <u>学</u> <u>年</u>	<u>合</u> <u>計</u>
<u>定</u> <u>員</u>	<u>140</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>940</u>

(2) 令和9年度

<u>学</u> <u>年</u>	<u>1</u> <u>学</u> <u>年</u>	<u>2</u> <u>学</u> <u>年</u>	<u>3</u> <u>学</u> <u>年</u>	<u>4</u> <u>学</u> <u>年</u>	<u>5</u> <u>学</u> <u>年</u>	<u>6</u> <u>学</u> <u>年</u>	<u>合</u> <u>計</u>

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 校長は、第2項の退学又は停学（通算して1か月を超えるものに限る。）を行おうとするときは、予め学校経営評議会（千代田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年教育委員会規則第4号）第28条第1項に基づき設置されるものをいう。）の意見を聞かなければならない。

5 校長は、別に教育委員会が定めるところに従い、問題行動があった場合の懲戒の基準及び手続きを定めるものとする。

第8章 補則

（委任）

第29条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月27日教委規則第8号）

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成28年9月13日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

<u>定員</u>	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>920</u>
-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

(3) 令和10年度

<u>学年</u>	<u>1学年</u>	<u>2学年</u>	<u>3学年</u>	<u>4学年</u>	<u>5学年</u>	<u>6学年</u>	<u>合計</u>
<u>定員</u>	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>900</u>

(4) 令和11年度

<u>学年</u>	<u>1学年</u>	<u>2学年</u>	<u>3学年</u>	<u>4学年</u>	<u>5学年</u>	<u>6学年</u>	<u>合計</u>
<u>定員</u>	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>880</u>

(5) 令和12年度

<u>学年</u>	<u>1学年</u>	<u>2学年</u>	<u>3学年</u>	<u>4学年</u>	<u>5学年</u>	<u>6学年</u>	<u>合計</u>
<u>定員</u>	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>160</u>	<u>860</u>

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校 前期課程の学級編制基準

昭和四五年四月一日

教育委員会告示第一三三号

最新改正 令和七年三月三十一日
教育委員会告示第十一号

東京都の公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

学校の種類	学級編制の区分		一学級の児童又は生徒の数
	同学年の児童で編制する学級	連続する二つの学年の児童で編制する学級	
小学校	同学年の児童で編制する学級	連続する二つの学年の児童で編制する学級	三十五人
	学校教育法第八十一条の規定に基づく特別支援学級	学校教育法第八十一条の規定に基づく特別支援学級	十人
	同学年の生徒で編制する学級	同学年の生徒で編制する学級	八人
	学校教育法第八十一条の規定に基づく特別支援学級	学校教育法第八十一条の規定に基づく特別支援学級	八人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	学校教育法第八十一条の規定に基づく特別支援学級	学校教育法第八十一条の規定に基づく特別支援学級	八人

備考

- 一 中学校第一学年にあつては、同学年の生徒で編制する学級の基準により算定した学級の平均の生徒の数が三十五人を超える場合において、一学級の生徒の数を三十五人として、学級を編制することができる。
- 二 小学校の連続する二つの学年の児童で編制する学級で、一つの学年（第一学年及び第六学年を除く。）の児童数が六人以上の場合並びに第一学年及び第六学年の一学級の児童又は生徒の数の基準は、その学年を一つの学級として編制する。

7 教地義第 4 6 9 号
令和 7 年 6 月 1 2 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
坂本 雅彦
(公印省略)

東京都公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程
における 3 5 人学級の実施について (通知)

東京都公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程 (以下「中学校等」という。) における 3 5 人学級の実施について、下記のとおり通知いたします。

区市町村教育委員会におかれましては、貴管下の中学校等の学級編制を適正に行うようお願いいたします。

記

1 実施内容

令和 8 年度から段階的に、中学校等において 3 5 人学級を実施

実施年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
実施学年	中 1	中 2	中 3

2 今後の予定

令和 8 年 4 月 1 日からの実施に向け、令和 7 年度末に学級編制基準を改正予定

【担当】

東京都教育庁地域教育支援部義務教育課
0 3 - 5 3 2 0 - 6 7 5 2

新旧対照表

○千代田区保育の実施に関する条例施行規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（趣旨） 第1条 この規則は、千代田区保育の実施に関する条例（昭和62年千代田区条例第7号。以下「条例」という。）<u>第4条</u>の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この規則は、千代田区保育の実施に関する条例（昭和62年千代田区条例第7号。以下「条例」という。）<u>第9条</u>の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（保育の実施期間） 第6条 府令第1条の5第1号に該当する場合の乳幼児（<u>条例第2条の規定による保育の実施を受ける者をいう。以下同じ。</u>）の保育の実施期間は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく認定の内容に変更がない限り、保育所への入所を承諾した日から小学校就学前までとする。</p>	<p>（保育の実施期間） 第6条 府令第1条の5第1号に該当する場合の乳幼児の保育の実施期間は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく認定の内容に変更がない限り、保育所への入所を承諾した日から小学校就学前までとする。</p>
<p>2 （現行に同じ） （保育の実施時間）</p>	<p>2 （略） （保育の実施時間）</p>
<p>第7条の2 保育所における保育の実施時間は、保育の実施時間帯の範囲内において真に保育の実施が必要と認められる時間とし、乳幼児の保護者（以下単に「保護者」という。）の状況を勘案して、その乳幼児ごとに保育所の長（以下「園長」という。）が決定する。</p>	<p>第7条の2 保育所における保育の実施時間は、保育の実施時間帯の範囲内において真に保育の実施が必要と認められる時間とし、<u>保育の実施を受ける（その予定を含む。）乳幼児の保護者</u>（以下単に「保護者」という。）の状況を勘案して、その乳幼児ごとに保育所の長（以下「園長」という。）が決定する。 <u>（保育料の額の決定に必要な書類）</u></p>
<p>第9条 <u>削除</u></p> <p>（家庭状況調査書等）</p>	<p>第9条 <u>区長は、条例第4条の規定により費用の徴収をするときは、保育料の額を決定するために必要な書類を保護者に提出させるものとする。</u></p>
<p>第10条 保護者は、区長が別に定める日までに、乳幼児の属する世帯の状況その他必要な事項を家庭状況調査書（第4号様式）により区長に届け出なければならない。</p>	<p>2 <u>区長は、保育料の額を決定したときは、保育料決定通知書（第3号の2様式）により、保護者に通知するものとする。</u> （家庭状況調査書等）</p>
<p>第10条 保護者は、区長が別に定める日までに、乳幼児の属する世帯の状況その他必要な事項を家庭状況調査書（第4号様式）により区長に届け出なければならない。</p>	<p>第10条 <u>保護者（保育の実施を受ける予定の乳幼児の保護者を除く。）は、区長が別に定める日までに、乳幼児の属する世帯の状況その他必要な事項を家庭状況調査書（第4号様式）により区長に届け出なければならない。</u></p>
<p>第11条から第12条まで <u>削除</u></p>	<p>2 <u>区長は、前項の届出により保育料の額を変更しようとするときは、保育料決定通知書により、保護者に通知するものとする。</u> <u>（保育料等の納入方法）</u></p>
	<p>第11条 <u>保育料及び延長保育（第13条に定めるところにより実施する保育をいう。）に係る保育料（以下「延長保育料」という。）は、1か月分を当月の末日までに納入しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、区長は、これを後納させることができる。</u></p>

	<p>(低所得世帯における保育料の減免)</p> <p>第11条の2 区長は、<u>条例第8条の規定に基づき、特定教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。）であって、前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯（条例別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）に属する3歳未満児（第1子に限る。）に係る保育料の額を5割減額する。</u></p> <p>(1) 第1子 <u>条例別表に定める額に0.5を乗じて得た額</u></p> <p>(2) 第2子以降 0円</p> <p>2 前項に規定するもののほか、保育料の減額に関し必要な事項は、<u>区長が別に定める。</u></p> <p>(保育料の減免申請等)</p> <p>第12条 条例第8条の規定に基づき、<u>保育料の減額又は免除を受けようとする保護者は、保育料減免申請書（第5号様式）に必要な書類を添付して区長に提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>在園する乳幼児が疾病、傷害等のため1か月を超えて保育所に通所できない場合で、当該乳幼児に係る保育料の減額又は免除を希望するときは、当該乳幼児の保護者は、保育料減免申請書を区長に提出するものとする。</u></p> <p>3 区長は、<u>保育料の減額又は免除の可否を決定したときは、保育料減免可否決定通知書（第6号様式）により第1項又は前項の規定に基づく申請をした保護者に通知するものとする。</u></p> <p>(区立保育所における延長保育)</p>
<p>第13条 園長は、<u>区立保育所に在園する乳幼児で第7条に規定する基本保育時間（以下「基本保育時間」という。）の終了後に引き続き保育を必要とするものに対して、同条に規定する延長保育時間（以下「延長保育時間」という。）の範囲内において、次の各号に定めるところにより延長保育（スポット延長保育（延長保育のうち日を単位として認めるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）を実施する。</u></p> <p>(1)から(3)まで (現行に同じ)</p> <p>(4) 定員 <u>各実施園総定員の20パーセントとする。ただし、四番町保育園にあっては30パーセントとする。</u></p> <p>(5) (現行に同じ)</p> <p>2 延長保育を受けようとする保護者は、<u>延長保育申請書兼同意書（第7号様式。以下この条において「申請書」という。）を園長に提出するものとする。</u></p>	<p>第13条 区立保育所において<u>保育の実施を受けている乳幼児で、第7条に規定する基本保育時間（以下「基本保育時間」という。）の終了後に引き続き保育を必要とするものに対しては、同条に規定する延長保育時間（以下「延長保育時間」という。）の範囲内において、次の各号に定めるところにより延長保育を実施する。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 定員 <u>各実施園ごと総定員の20パーセントとする。ただし、四番町保育園にあっては30パーセントとする。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>延長保育料の額 別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>2 <u>延長保育を受けようとする保護者（以下この条において単に「保護者」という。）は、延長保育申請書兼同意書（第7号様式。以下この条において「申請書」という。）を園長に提出す</u></p>

<p>3 (現行に同じ)</p> <p>4 園長は、申請書に記載されている内容等を確認する必要があると認めるときは、<u>保護者</u>に関係書類の提出を求めることができる。</p> <p>5 園長は、延長保育の実施を決定したときは、延長保育実施決定通知書(第8号様式)を<u>保護者</u>に交付するとともに、その写しを子ども支援課長に送付するものとする。</p> <p>6 <u>延長保育の実施に係る費用(以下この条において「延長保育料」という。)の額は、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>7 <u>区長は、延長保育料の額を決定するために必要があると認めるときは、保護者に関係書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>8 <u>区長は、延長保育料の額を決定したときは、延長保育料(月額)決定通知書(第8号の2様式)により、その額を保護者に通知するものとする。</u></p> <p>9 <u>延長保育料は、1か月分を当月の末日までに納入しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (区立保育所におけるスポット延長保育の実施)</p>	<p>るものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 園長は、申請書に記載されている内容等を確認する必要があると認めるときは、<u>当該保護者</u>に関係書類の提出を求めることができる。</p> <p>5 園長は、延長保育の実施を決定したときは、延長保育実施決定通知書(第8号様式)を<u>当該保護者</u>に交付するとともに、その写しを子ども支援課長に送付するものとする。</p> <p>6 <u>延長保育料は、減額又は免除をしない。</u></p> <p>(区立保育所におけるスポット延長保育の実施)</p>
<p>第14条 区立保育所において保育の実施を受けている乳幼児で、基本保育時間の終了後に一時的に保育を必要とするものに対しては、延長保育時間の範囲内において、次の各号に定めるところにより<u>スポット延長保育</u>を実施する。</p> <p>(1)から(5)まで (現行に同じ)</p> <p>2から4まで (現行に同じ)</p> <p>5 園長は、スポット延長保育の実施決定に際し、必要があると認めるときは、<u>保護者</u>に関係書類の提出を求めることができる。</p> <p>6及び7 (現行に同じ)</p> <p>8 <u>スポット延長保育の実施に係る費用(以下「スポット延長保育料」という。)は、次の各号に定める額とする。</u> (1) <u>3歳未満児クラス 1時間につき500円</u> (2) <u>3歳以上児クラス 1時間につき300円</u></p> <p>9 区長は、スポット延長保育料の額を決定したときは、その額を保護者に通知するものとする。</p> <p>10 <u>スポット延長保育料は、スポット延長保育の実施後、区長が定める日までに納入しなければならない。</u> (区立保育所における<u>延長保育</u>の実施決定の取消し)</p>	<p>第14条 区立保育所において保育の実施を受けている乳幼児で、基本保育時間の終了後に一時的に保育を必要とするものに対しては、延長保育時間の範囲内において、次の各号に定めるところによる<u>保育(以下「スポット延長保育」という。)</u>を実施する。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 園長は、スポット延長保育の実施決定に際し、必要があると認めるときは、<u>当該保護者</u>に関係書類の提出を求めることができる。</p> <p>6及び7 (略)</p> <p>8 <u>スポット延長保育を利用する場合は、1時間につき次に掲げる額を区長が別に定める日までに納入しなければならない。</u> (1) <u>3歳未満児クラス 500円</u> (2) <u>3歳以上児クラス 300円</u></p> <p>9 <u>スポット延長保育に係る保育料は、減額又は免除をしない。</u></p> <p>(区立保育所における<u>延長保育等</u>の実施決定の取消し)</p>
<p>第15条 園長は、延長保育の申込者又は乳幼児が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該延長保育の実施決定を取り消すことができる。</p>	<p>第15条 園長は、<u>延長保育及びスポット延長保育(以下「延長保育等」という。)</u>の申込者又は乳幼児が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該延長保育等の実施決定を取り消すこと</p>

- (1) 偽りの申込みにより実施決定を受けたとき。
- (2) 健康上の理由により集団保育をすることが困難と認められたとき。
- (3) 正当な理由なしに、延長保育の実施に係る費用（以下「延長保育料」という。）を納入しないとき。
- (4) 前2号のほか、延長保育を実施することが困難と認められる事情が生じたとき。

2 (現行に同じ)

(延長保育料の還付)

第15条の2 既に納付された延長保育料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他緊急事態の発生により、長期間、保育を実施できなくなったとき。
- (2) その他区長が還付することが適当であると認めるとき。

2 延長保育料の還付を受けようとする保護者は、前項第1号に該当する場合を除き、区長に申請しなければならない。

(督促)

第15条の3 区長は、保護者が延長保育料を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促するものとする。

(退所手続)

第16条 (現行に同じ)

2 区立保育所以外の保育所を退所しようとするときは、保護者は、当該保育の実施主体が別に定める様式により、園長を経由し、区長にその旨を届け出なければならない。

(保育の実施の解除)

第17条 区長は、乳幼児が次の各号のいずれかに該当した場合は、保育の実施を解除することができるものとし、第1号に定める場合を除き、その旨を保育の実施解除通知書（第9号の2様式）により当該乳幼児の保護者に通知するものとする。

(1)から(4)まで (現行に同じ)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の第1号様式の規定は、入園希望日が令和8年4月1日以後の入園申込みについて適用し、入園希望日が同日前までの入園申込みについては、なお従前の例による。

ができる。

- (1) 偽りの申込みにより実施決定を受けたとき。
- (2) 健康上の理由により集団保育をすることが困難と認められたとき。
- (3) 前2号のほか、延長保育等を実施することが困難と認められる事情が生じたとき。

2 (略)

(退所手続)

第16条 (略)

2 区立保育所以外の保育所を退所しようとするときは、保護者(保育の実施を受ける予定の乳幼児の保護者を除く。)は、当該保育の実施主体が別に定める様式により、園長を経由し、区長にその旨を届け出なければならない。

(保育の実施の解除)

第17条 区長は、現に保育を実施している乳幼児が次の各号のいずれかに該当した場合は、保育の実施を解除することができるものとし、第1号に定める場合を除き、その旨を保育の実施解除通知書（第9号の2様式）により当該乳幼児の保護者に通知するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(削除)

第4号様式(第10条関係)

第4号様式(第10条関係)

(表)

家庭状況調査書

住 所 (〒 _____) 千代田区 _____

保護者氏名 _____ (父/母親) _____ (その他) _____

連絡先(父/母親) _____ (その他) _____

1. お子さんの状況
 ※認可保育所、こども園、幼稚園、認定保育所、認可外保育施設に在園中のお子さんをすべてご記入ください。

(ふりがな) 児童名	生年月日	園名	利用時間(こども園・幼稚園の場合のみ)
{ }	年 月 日		長時間・短時間
{ }	年 月 日		長時間・短時間
{ }	年 月 日		長時間・短時間

2. 同居家族の状況(1以外の方(単身赴任中の保護者を含む)をすべてご記入ください。)

続柄	(ふりがな) 氏名	生年月日	年齢	性別	職業・学校名・備考
父	{ }	年 月 日	歳		
母	{ }	年 月 日	歳		
	{ }	年 月 日	歳		
	{ }	年 月 日	歳		

3. 父母の状況(該当項目が2つ以上ある場合は、すべてについてご記入ください。)

保護生活 の要とする 状況	必	<input type="checkbox"/> 就業 <input type="checkbox"/> 専任作業中 <input type="checkbox"/> 専従・随伴等 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 通学 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 不存在(亡/離縁) <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()
	注	<input type="checkbox"/> 就業 <input type="checkbox"/> 専任作業中 <input type="checkbox"/> 専従・随伴等 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 通学 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 不存在(亡/離縁) <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()

_____ 署名も記入してください。

正 記 入 欄

印 鑑 _____ 受付印 _____

第3号の2様式(第9条及び第10条関係)

第3号の2様式(第9条及び第10条関係)

年 月 日

千代田区長 _____ 様

保育料決定通知書

年 月 から 年 月の保育料は次のとおりとなりますので、通知します。

支給決定子どもの氏名および生年月日	年 月 日生 歳児					
利用施設(事業所)の名称及び所在地						
決定年月日	年 月 日					
月 別 納 付 額	月分	月分	月分	月分	月分	月分
	種類	種類	種類	種類	種類	種類
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円

1. この通知について申議がある場合は、この通知があったことを知った翌日から起算して3か月以内、千代田区長に対して再審査請求をすることができます。

2. この通知については、上記1の審査請求のほか、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内、千代田区(を被告として)訴訟において千代田区を相手とするものは千代田区長となります。1通知の取消しの訴えを提起することができます。

3. ただし、上記の期間が経過する前に、この通知があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや通知の取消しの訴えを提起することはできません。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの通知があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることや通知の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 保育の実施期間中であっても保育所に入所できない基準に該当しなくなった場合には反響の実施を断念いたします。

※ 保育料加算率により、保育料が4円の方のケース(育児)については、今後変更があった場合にごお知らせします。

第4号様式(第10条関係)

第4号様式(第10条関係)

(表)

家庭状況調査書

住 所 (〒 _____) 千代田区 _____

保護者氏名 _____ 連絡先(父/母親/その他) _____ () _____

1. お子さんの状況
 ※認可保育所、幼稚園、認定保育所、認可外保育施設に在園中のお子さんをすべてご記入ください。

(ふりがな) 児童名	生年月日	園名	利用時間(こども園・幼稚園の場合のみ)
{ }	年 月 日		長時間・短時間
{ }	年 月 日		長時間・短時間
{ }	年 月 日		長時間・短時間

2. 同居家族の状況(1以外の方(単身赴任中の保護者を含む)をすべてご記入ください。)

続柄	(ふりがな) 氏名	生年月日	年齢	性別	職業・学校名・備考
父	{ }	大抵 年 月 日	歳		
母	{ }	大抵 年 月 日	歳		
	{ }	大抵 年 月 日	歳		
	{ }	大抵 年 月 日	歳		

3. 「保育ができない状況を証明する書類」の提出の依頼について

_____ 書へ提出した当該書類が、令和 年 月 日以降に発行されており、記載内容に変更がない場合は、その提出の書類が可成りです。下記のいずれかにチェックをお願いします。ない場合は、本書「家庭状況調査書」と、別紙「保育費二ども園・幼稚園・幼稚園等の継続入園に関する申請書」の提出が必要です。

保育費納入額・利用状況に照らして提出
 その他の事由による提出(事由) _____

_____ 署名も記入してください。

正 記 入 欄

提出書類 父・母・その他 自署証明 父・母・その他
 申請書 申請書 父・母・その他
 その他() _____

受付印 _____

(調)

4. 提出書類チェック表(提出する書類にチェックのうえ、提出されないものを一度ご確認ください。)

※①・②(金銭共済)及び③のうち父母それぞれ該当する書類を必ず提出してください。

提出書類		子どもの欄	
①	①家庭状況調査書(本誌)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	②保育料・子ども手当給付一時徴収等の徴収人欄に関する確認書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保護者の状況			
就業(各勤)	就業(各勤) (区様式)	※勤労が、年月日以後の就業証明書を提出し、提出し提出済みで、就業状況に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記に記入してください。	<input type="checkbox"/>
	就業(各勤) (区様式)	就業証明書の提出を省略します。 【理由()】()月()日()のため提出済	<input type="checkbox"/>
就業(自営業)	自営業(自営業) (区様式)	自営業(自営業)に関する書類(下記のいずれかを提出) ・会社・法人の登記事項証明書(写し) ・会社に必要がないので、証明内容に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記にチェックしてください。 □内容に変更がないので、会社・法人の登記事項証明書の提出を省略します。 ・会社のホームページ(会社名・代表者氏名を掲載できるページ) ・会社の簿記申告書の写し(第一書・第二書) ・電子申請の場合は受付日時がわかる画面の写しを添付 ・営業許可証の写し ・開業届の写し(営業前年度のみ受付可) ・電子申請の場合は受付日時がわかる画面の写しを添付	<input type="checkbox"/>
	就業(自営業) (区様式)	就業証明書の提出を省略します。	<input type="checkbox"/>
	就業(自営業) (区様式)	就業証明書の提出を省略します。	<input type="checkbox"/>
	就業(自営業) (区様式)	就業証明書の提出を省略します。	<input type="checkbox"/>
	就業(自営業) (区様式)	就業証明書の提出を省略します。	<input type="checkbox"/>
疾病・障害	③疾病・障害(疾病・障害用)(区様式)または、 手帳(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳)の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	④就学(就学) (区様式) ※就学証明書の提出を省略できない場合は就学証明書を添付 □内容に変更がないので、児童の全額事項証明書の提出を省略します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護・看護	介護・看護(介護・看護用)(区様式)	介護・看護(介護・看護用)に関する書類(下記のいずれかを提出) ・介護保険(介護・看護用)(区様式) ・手帳(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳)の写し ・ケアプラン(介護サービス計画書)の写し。※お持ちのものを必ず提出	<input type="checkbox"/>
	介護・看護(介護・看護用)(区様式)	介護・看護(介護・看護用)に関する書類(下記のいずれかを提出) ・介護保険(介護・看護用)(区様式) ・手帳(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳)の写し ・ケアプラン(介護サービス計画書)の写し。※お持ちのものを必ず提出	<input type="checkbox"/>
求職活動	求職活動(求職活動) (区様式)	求職活動(求職活動)に関する書類(下記のいずれかを提出) ・ハローワークカード、就職活動履歴書、履歴書(求職者用紙等)	<input type="checkbox"/>
	求職活動(求職活動)(区様式)	求職活動(求職活動)に関する書類(下記のいずれかを提出) ・ハローワークカード、就職活動履歴書、履歴書(求職者用紙等)	<input type="checkbox"/>
不在	不在(不在) (区様式)	不在(不在)に関する書類(下記のいずれかを提出) ・戸籍簿本(全額事項証明書)(写し) ※なお、提出し提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記にチェックしてください。 □内容に変更がないので、戸籍の全額事項証明書の提出を省略します。	<input type="checkbox"/>
	不在(不在)(区様式)	不在(不在)に関する書類(下記のいずれかを提出) ・戸籍簿本(全額事項証明書)(写し) ※なお、提出し提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記にチェックしてください。 □内容に変更がないので、戸籍の全額事項証明書の提出を省略します。	<input type="checkbox"/>
転居・出張	転居・出張(転居・出張) (区様式)	転居・出張(転居・出張)に関する書類(下記のいずれかを提出) ・転居届(転居届)の写し ・出張届(出張届)の写し ・児童は養子手帳の写し(養子と出養がわかるページ)	<input type="checkbox"/>

第5号様式及び第6号様式 削除

(調)

5. 父母の状況(該当項目が2つ以上ある場合は、すべてについてご記入ください)

		父の状況	母の状況
就業	就業(各勤)	就業(各勤) (自営(自営の)自営)	就業(各勤) (自営(自営の)自営)
	就業(自営)	就業(自営) (自営(自営の)自営)	就業(自営) (自営(自営の)自営)
不在	不在(不在)	不在(不在) (不在(不在の)不在)	不在(不在) (不在(不在の)不在)
	不在(不在)	不在(不在) (不在(不在の)不在)	不在(不在) (不在(不在の)不在)
出生	出生(出生)	出生(出生) (出生(出生の)出生)	出生(出生) (出生(出生の)出生)
婚姻	婚姻(婚姻)	婚姻(婚姻) (婚姻(婚姻の)婚姻)	婚姻(婚姻) (婚姻(婚姻の)婚姻)
介護	介護(介護)	介護(介護) (介護(介護の)介護)	介護(介護) (介護(介護の)介護)
求職	求職(求職)	求職(求職) (求職(求職の)求職)	求職(求職) (求職(求職の)求職)
転居	転居(転居)	転居(転居) (転居(転居の)転居)	転居(転居) (転居(転居の)転居)
出張	出張(出張)	出張(出張) (出張(出張の)出張)	出張(出張) (出張(出張の)出張)
その他	その他(その他)	その他(その他) (その他(その他の)その他)	その他(その他) (その他(その他の)その他)

5. 保護者の不在を証する戸籍の全部事項証明書及び
会社の簿記を提出する登記事項全部証明の提出の要請について

上記の書類を提出する場合は、次に示す事項を記載した書類を提出する必要があります。また、下記の書類を提出する場合は、次に示す事項を記載した書類を提出する必要があります。

※なお、上記の書類を提出する場合は、次に示す事項を記載した書類を提出する必要があります。

【提出書類】

住所: _____ 年 月 日

保護者氏名: _____

第5号様式 (第12条関係)

第5号様式 (第12条関係)

年 月 日

保育料減免申請書

千代田区 様

【申請者】
住所 〒 _____
千代田区 _____
氏名 _____
職 () _____

千代田区保育の実施に関する条例施行規則第12条の規定により、次のとおり保育料の減免を申請します。

在園児の氏名	ふりがな	性別	生年月日	在園施設名
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	

申請時の世帯状況(上記在園児は除く。)

氏名	生年月日	性別	続柄	きょうだいの在籍学校・園名
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

【減免申請理由】

区民人権	提出書類	提出時期
_____	_____	_____

※ 保育料の減額は、減額又は減免の決定を行った月の当月からの適用となります。
※ アクションゾーン等、減額することによってゾーンでの入居は行いません。

第6様式（第12条関係）

第6号様式（第12条関係）

第 年 月 日

種

千代田区長 印

保育料減免可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった保育料の減免について、下記のとおり決定したので、千代田区保育の実施に関する条例施行規則第12条の規定により通知します。

記

ふりがな		在籍区	
児 童 名			
保 育 料	決定内容	減免します・基準に該当しないので減免しません	
	当初決定額	円	
	減免後	円	
	期 間	年 月分から 年 月分まで	

備 考

- この決定は、減免措置の期間について行われたものです。以後も減免を必要とする場合は、改めて減免申請をしてください。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号の2様式（第13条関係）

第8号の2様式（第13条関係）

第 年 月 日

種

千代田区長

延長保育料（月極）決定通知書

年 月 から 月 までの延長保育料は次のとおりとなりますので、通知します。

利用する子どもの氏名および生年月日	年 月 日 姓 氏 名
利用施設名	
利用期間	
決定年月日	年 月 日 から 年 月 日まで
利用内容	

月 額 納 付 額	月 分	月 分	月 分	月 分	月 分
	延長保育料	円	円	円	円
	月 分	月 分	月 分	月 分	月 分
	延長	延長	延長	延長	延長
	延長保育料	円	円	円	円

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※：保育の実施期間中であっても利用できる基準に該当しなくなった場合は保育の実施を停止いたします。

(新設)

新旧対照表

○千代田区立こども園条例施行規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第2条 <u>削除</u></p> <p>（短時間保育）</p> <p>第5条 こども園は、基本保育時間（午前7時30分から午後6時30分までをいう。以下同じ。）内において、短時間保育を実施する。</p> <p>2 短時間保育の実施時間は、原則として午前9時から午後4時30分までの間のうち4時間とし、各歳児及び各園における状況によりこども園長（以下「園長」という。）が決定するものとする。</p> <p>（入園の申込み）</p> <p>第8条 <u>条例第6条第1項の規定により乳幼児の入園を希望する保護者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める申込書に、区長が必要と認める書類を添え、区長に申し込むものとする。</u></p> <p>（1）<u>長時間保育の実施を希望する者 保育所等入所・転所申込書（第1号様式）</u></p> <p>（2）<u>短時間保育の実施を希望する者 幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込書（第1号の2様式）</u></p> <p>（入園の選考）</p> <p>第9条 区長は、前条の規定により申込書の提出を受けたときは、<u>長時間保育の実施の申込みにあつては当該申込書及び保育の必要性に関する調査等により、短時間保育の実施の申込みにあつては千代田区立幼稚園使用条例施行規則（昭和62年千代田区教育委員会規則第5号）別表1の優先順位により選考を行い、入園の承諾又は</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 <u>この規則における用語の意義は、次の各号に掲げる用語について、当該各号に定めるところによるほか、条例における用語の例による。</u></p> <p>（1）<u>基本保育時間 午前7時30分から午後6時30分までをいう。</u></p> <p>（2）<u>短時間保育 幼稚園教育要領に基づく教育課程による教育をいう。</u></p> <p>（3）<u>長時間保育 基本保育時間内において行う、短時間保育を含みそれを超える時間の教育及び保育をいう。</u></p> <p>（4）<u>保育料 短時間保育、長時間保育及び延長保育に係るこども園の使用料をいう。</u></p> <p>（5）<u>延長保育料 保育料のうち延長保育に係るものをいう。</u></p> <p>（6）<u>スポット延長保育料 スポット延長保育の利用料をいう。</u></p> <p>（7）<u>預かり保育料 預かり保育の利用料をいう。</u></p> <p>（短時間保育）</p> <p>第5条 こども園は、基本保育時間内において、短時間保育を行う。</p> <p>2 短時間保育の実施時間は、原則として午前9時から午後4時30分までの間とし、各歳児及び各園における状況によりこども園長（以下「園長」という。）が決定するものとする。</p> <p>（入園の申込み）</p> <p>第8条 <u>入園を希望する保護者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申込書に、区長が必要と認める書類を添え、区長に申し込むものとする。</u></p> <p>（1）<u>長時間保育を希望する者 こども園入園申込書（長時間保育）（第1号様式）</u></p> <p>（2）<u>短時間保育のみを希望する者 こども園入園申込書（短時間保育）（第1号の2様式）</u></p> <p>（入園の承諾）</p> <p>第9条 区長は、前条の規定により申込書の提出を受けたときは、<u>当該申込書及び教育及び保育の必要性に関する調査等により選考を行い、入園を承諾するものとする。</u></p>

<p>不承諾を決定するものとする。</p> <p>2 区長は、<u>長時間保育の実施に係る選考に当たり必要があると認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を保護者に提出させることができる。</u> (1)から(4)まで (現行に同じ)</p>	<p>2 区長は、<u>必要があると認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を保護者に提出させることができる。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 区長は、<u>入園を承諾しようとするときは、あらかじめ千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得なければならない。</u></p> <p>4 区長は、<u>第1項の規定により入園を承諾するときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める通知書を保護者に交付するものとする。</u> (1) 長時間保育を希望する者 入所承諾書(第1号の3様式) (2) 短時間保育を希望する者 入園承諾通知書(第2号様式)</p>
<p>(入園の承諾)</p> <p>第9条の2 区長は、<u>前条第1項の規定により幼児の入園を承諾しようとするときは、あらかじめ千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得なければならない。</u></p> <p>2 区長は、<u>前条第1項の規定により入園を承諾するときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める通知書を保護者に交付するものとする。</u> (1) 長時間保育の実施を希望する者 入所承諾書(第1号の3様式) (2) 短時間保育の実施を希望する者 入園承諾通知書(第2号様式)</p> <p>(入園の不承諾)</p>	<p>(入園の不承諾)</p> <p>第10条 区長は、<u>第8条に規定する申込書の提出を受けた場合で、当該申込書及び教育及び保育の必要性に関する調査等により入園が困難であると認めるときは、入園を承諾しないことができる。</u></p> <p>2 区長は、<u>前項の規定により入園を不承諾とするときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により保護者に通知するものとする。</u> (1) 長時間保育を希望する者 入所保留通知書(第2号の2様式) (2) 短時間保育を希望する者 こども園入園不承諾通知書(第3号様式) (保育料の額の決定に必要な書類)</p>
<p>第10条</p> <p>区長は、<u>第9条第1項の規定により入園を不承諾とするときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により保護者に通知するものとする。</u> (1) 長時間保育の実施を希望する者 入所保留通知書(第2号の2様式) (2) 短時間保育の実施を希望する者 こども園入園不承諾通知書(第3号様式)</p> <p>第11条 <u>削除</u></p>	<p>第10条 区長は、<u>第8条に規定する申込書の提出を受けた場合で、当該申込書及び教育及び保育の必要性に関する調査等により入園が困難であると認めるときは、入園を承諾しないことができる。</u></p> <p>2 区長は、<u>前項の規定により入園を不承諾とするときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により保護者に通知するものとする。</u> (1) 長時間保育を希望する者 入所保留通知書(第2号の2様式) (2) 短時間保育を希望する者 こども園入園不承諾通知書(第3号様式) (保育料の額の決定に必要な書類)</p> <p>第11条 区長は、<u>入園を承諾するときは、条例第8条に規定する保育料の額を決定するために必要な書類を保護者に提出させるものとする。</u></p> <p>2 区長は、<u>保育料の額を決定したときは、保育料決定通知書(第3号の2様式)により、保護者に通知するものとする。</u></p>

第13条から第15条まで 削除

3 区長は、第1項の届出により保育料の額を変更しようとするときは、保育料決定通知書により、保護者に通知するものとする。

(保育料の納入方法)

第13条 保育料は、1か月分を当月の末日までに納入しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、区長は、これを後納させることができる。

2 預かり保育料は、区長が別に定める日までに納入しなければならない。

(低所得世帯における保育料の減免)

第13条の2 区長は、条例第9条の規定に基づき、特定教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。）であって、前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯（条例別表第1及び別表第2に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）に属する乳児（第1子に限る。）に係る保育料の額を5割減額する。

(1) 第1子 条例別表第1及び別表第2に定める額に0.5を乗じて得た額

(2) 第2子以降 0円

(保育料の減免申請等)

第14条 条例第9条の規定に基づき、保育料の減額又は免除を受けようとする保護者は、保育料減免申請書（第6号様式）に必要な書類を添付して区長に提出するものとする。

2 在園する乳幼児が疾病、傷害等のため1か月を超えてこども園に通園できない場合で、当該乳幼児に係る保育料の減額又は免除を希望するときは、当該乳幼児の保護者は、保育料減免申請書を区長に提出するものとする。

3 区長は、保育料の減額又は免除の可否を決定したときは、保育料減免可否決定通知書（第7号様式）により保護者に通知するものとする。

(保育料の還付手続)

第15条 条例第10条第3項の規定により保育料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 災害その他緊急事態の発生により、長期間、育成事業を実施できなくなったとき。

(2) その他区長が還付することが適当であると認めるとき。

2 保育料の還付を受けようとする保護者は、前項第1号に該当する場合を除き、区長に申請しなければならない。

(延長保育)

(延長保育の実施)

第16条 園長は、長時間保育を受けている乳幼児で基本保育時間終了後に保育を必要とするものに対して、次の各号に定めるところにより延長

第16条 長時間保育を受けている乳幼児で基本保育時間終了後に保育を必要とするものに対しては、次の各号に定めるところにより延長保育を

<p>保育（<u>スポット延長保育（延長保育のうち日を単位として認めるものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）</u>）を実施する。</p> <p>(1)から(6)まで（現行に同じ）</p> <p>2 <u>延長保育を受けようとする保護者は、延長保育申請書兼同意書（第8号様式。以下この条において「申請書」という。）を園長に提出するものとする。</u></p> <p>3から5まで（現行に同じ）</p> <p>6 <u>延長保育の実施に係る費用（以下「延長保育料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>7 <u>区長は、延長保育料の額を決定するために必要があると認めるときは、保護者に関係書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>8 <u>区長は、延長保育料の額を決定したときは、延長保育料(月極)決定通知書(第9号の2様式)により、その額を保護者に通知するものとする。</u></p> <p>9 <u>延長保育料は、1か月分を当月の末日までに納入しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>実施する。</p> <p>(1)から(6)まで（略）</p> <p>2 <u>延長保育を受けようとする保護者（以下この条において単に「保護者」という。）は、延長保育申請書兼同意書（第8号様式。以下この条において「申請書」という。）をこども園長（以下「園長」という。）に提出するものとする。</u></p> <p>3から5まで（略）</p> <p>6 <u>延長保育料の額は、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>7 <u>延長保育料は、減額又は免除をしない。</u></p>
<p>(スポット延長保育の実施)</p> <p>第17条 <u>園長は、長時間保育を受けている乳幼児が基本保育時間終了後に一時的に保育を必要とする場合は、次の各号に定めるところによりスポット延長保育を実施する。</u></p> <p>(1)から(6)まで（現行に同じ）</p> <p>2 <u>スポット延長保育を利用しようとする保護者は、その前日の開園日までに園長に申し込まなければならない。</u></p> <p>3から7まで（現行に同じ）</p> <p>8 <u>スポット延長保育の実施に係る費用(以下「スポット延長保育料」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 3歳未満児クラス 1時間につき500円</p> <p>(2) 3歳以上児クラス 1時間につき300円</p> <p>9 <u>区長は、スポット延長保育料の額を決定したときは、その額を保護者に通知するものとする。</u></p> <p>10 <u>スポット延長保育料は、スポット延長保育の実施後、区長が定める日までに納入しなければならない。</u></p> <p>(預かり保育の実施)</p>	<p>(スポット延長保育の実施)</p> <p>第17条 <u>基本保育時間以外において一時的に保育を必要とする場合は、次の各号に定めるところによる保育(以下「スポット延長保育」という。)を実施する。</u></p> <p>(1)から(6)まで（略）</p> <p>2 <u>スポット延長保育を利用しようとする保護者（以下この条において単に「保護者」という。）は、その前日の開園日までに園長に申し込まなければならない。</u></p> <p>3から7まで（略）</p> <p>8 <u>スポット延長保育を利用する場合は、1時間につき次の各号に定める額を区長が別に定める日までに納付しなければならない。</u></p> <p>(1) 3歳未満児クラス 500円</p> <p>(2) 3歳以上児クラス 300円</p> <p>9 <u>スポット延長保育料は、減額又は免除をしない。</u></p> <p>(預かり保育の実施)</p>
<p>第18条 <u>園長は、在園する幼児が短時間保育の実施時間以外において育成を必要とする場合は、預かり保育を実施する。</u></p> <p>2から4まで（現行に同じ）</p>	<p>第18条 <u>園長は、短時間保育による育成を受けている幼児が当該育成の実施時間帯以外において保育を必要とする場合は、次の各号の定めるところによる保育(以下「預かり保育」という。)を実施する。</u></p> <p>2から4まで（略）</p>

5 預かり保育の実施に係る費用（以下「預かり保育料」という。）の額は、保育時間が1時間（当該保育時間が1時間に満たないときを含む。以下この項において同じ。）につき100円とし、引き続き預かり保育を受けるときは1時間を経過するごとに100円を加算する。

6 区長は、預かり保育料の額を決定したときは、その額を保護者に通知するものとする。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。

7 預かり保育料は、預かり保育の実施後、区長が定める日までに納入しなければならない。

（預かり保育料の特例）

第18条の2 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもに係る1日当たりの預かり保育料の額は、前条第5項の規定により算出した1日当たりの預かり保育料の額から450円（1日当たりの預かり保育料の額が450円に満たない額である場合は当該満たない額）を減じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した1日当たりで減じた額の1月当たりの合計額が11,300円を超えるときは、当該超えることとなる預かり保育を行った時以降の当該月における預かり保育料の額は、減額しない。

（延長保育等の実施決定の取消し）

第19条 園長は、延長保育、スポット延長保育若しくは預かり保育の申込者又は乳幼児が次の各号のいずれかに該当する場合は、実施決定を取り消すことができる。

(1) 偽りの申込みにより実施決定を受けたとき。

(2) 健康上の理由により集団保育をすることが困難と認められたとき。

(3) 正当な理由なしに、延長保育料、スポット延長保育料又は預かり保育料を納入しないとき。

(4) 前各号のほか、保育を実施することが困難と認められる事情が生じたとき。

2 （現行に同じ）

（延長保育料等の還付）

第19条の2 既に納付された延長保育料、スポット延長保育料及び預かり保育料（以下「延長保育料等」という。）は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他緊急事態の発生により、長期間、育成事業を実施できなくなったとき。

(2) その他区長が還付することが適当であると認めるとき。

2 延長保育料等の還付を受けようとする保護者

5 預かり保育料の額は、保育時間が1時間（当該保育時間が1時間に満たないときを含む。以下この項において同じ。）につき100円とし、引き続き預かり保育を受けるときは1時間を経過するごとに100円を加算する。

（預かり保育料の額の特例）

第18条の2 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもに係る1日当たりの預かり保育料の額は、前条第5項の規定により算出した1日当たりの預かり保育料の額から450円（1日当たりの預かり保育料の額が450円に満たない額である場合は当該満たない額）を減じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した1日当たりで減じた額の1月当たりの合計額が11,300円を超えるときは、当該超えることとなる預かり保育を行った時以降の当該月における預かり保育料の額は、減額しない。

（延長保育等の実施決定の取消し）

第19条 園長は、延長保育、スポット延長保育及び預かり保育の申込者又は乳幼児が次の各号のいずれかに該当する場合は、実施決定を取り消すことができる。

(1) 偽りの申込みにより実施決定を受けたとき。

(2) 健康上の理由により集団保育をすることが困難と認められたとき。

(3) 前各号のほか、保育を実施することが困難と認められる事情が生じたとき。

2 （略）

は、前項第1号に該当する場合を除き、区長に申請しなければならない。

(督促)

第19条の3 区長は、保護者が延長保育料等を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促するものとする。

(入園承諾の取消し等)

第21条 区長は、入園を承諾された乳幼児又は現に長時間保育を受けている乳幼児が次の各号のいずれかに該当したときは、入園の承諾を取り消し、又は育成を解除することができる。

- (1) 保育を必要とする事由が消滅したと認められるとき。
- (2) 在園する乳幼児が2か月を超えてこども園に通園できないと認められるとき。
- (3) 他の就学前教育・保育施設に在籍していることが判明したとき。
- (4) 健康上の理由により集団の中で育成することが困難と認められるとき。

2 区長は、入園を承諾された幼児又は現に短時間保育の実施を受けている幼児が次の各号のいずれかに該当するときは、入園の承諾を取り消し、又は育成を解除することができる。

- (1) 区の区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 在園する幼児が4か月を超えてこども園に通園できないと認められるとき。
- (3) 他の就学前教育又は保育施設に在籍していることが判明したとき。
- (4) 前各号のほか、在園が不相当であると認められる事由が生じたとき。

3 区長は、幼児の入園の承諾を取り消そうとするとき、又は育成を解除しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

4 区長は、入園の承諾を取り消すときは、こども園入園承諾取消通知書(第11号様式)により、育成を解除するときは、保育の実施解除通知書(第12号様式)により保護者に通知するものとする。

附 則 (令和 年 月 日規則第 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第1号様式及び第1号の2様式の規定は、入園希望日が令和8年4

(入園承諾の取消し)

第21条 区長は、入園を承諾された乳幼児又は現に育成されている乳幼児で長時間保育を受けているものが次の各号のいずれかに該当したときは、入園の承諾を取り消し、又は退園させることができる。

- (1) 保育を必要とする事由が消滅したと認められるとき。
- (2) 保護者からの申出により、在園する乳幼児が疾病、傷害等のため2か月を超えてこども園に通園できないと認められるとき。
- (3) 他の就学前教育・保育施設に在籍していることが判明したとき。

2 区長は、前項に規定する乳幼児以外の幼児が次の各号のいずれかに該当するときは、入園の承諾を取り消し、又は育成を解除することができる。

- (1) 区の区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 正当な理由なしに、保育料等を納入しないとき。
- (3) 保護者からの申出により、在園する幼児が疾病、傷害等のため4か月を超えてこども園に通園できないと認められるとき。
- (4) 他の就学前教育又は保育施設に在籍していることが判明したとき。
- (5) 前各号のほか、受託することが不相当であると認められる事由が生じたとき。

3 区長は、入園の承諾を取り消そうとするとき、又は育成を解除しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

4 区長は、入園の承諾を取り消すときは、こども園入園承諾取消通知書(第11号様式)により保護者に通知するものとする。

(別)

1. 児童の状況

現在の保育状況	<input type="checkbox"/> 自宅で保育	<input type="checkbox"/> くま・ゆ・組立・親友・親戚・その他の親類が保育
	<input type="checkbox"/> 幼稚園・認可保育園	<input type="checkbox"/> その他 [公立・私立 入園できなかった場合、上記の欄への保護経路を □希望する □希望しない]
	<input type="checkbox"/> その他 (認可外保育施設等)	

現在の保育状況について記入したところはありますか。(無・有)

1. 心身・言語等の発達について記入したところはありますか。(無・有)

2. 障害者手帳・愛の手帳はありますか。(無・有)

3. 障害者手帳・愛の手帳はありますか。(無・有)

2. 保護者の状況

姓	名	父	母
保護者の 日中の状況 (勤務先)	状況	・就労(自営以外) ・自営 ・その他()	・就労(自営以外) ・自営 ・その他()

氏名	お子様との続柄
保護者以外の 連絡先	連絡先
住所	住所

3. 同意事項 (チェック欄に✓をしてください)

同意事項	チェック
1 幼児の在園中の様中から成長のために、必要があるときは、区の子育て支援事業実施機関(子ども支援課、児童・家庭支援センター、保健所、小学校、児童発達センター)が保育する個人情報の相互提供に同意します。	<input type="checkbox"/>
2 申込内容に虚偽や事実と相違する記載があると判明した場合は、入園承諾を取り消します。	<input type="checkbox"/>
3 入園後、在園時の早期離園を目的とした入園など、正当な理由なく退園していない、若しくは退園の実態が確認できない場合、又は他の公立幼稚園等に重複して在籍していることが判明した場合は退園となります。	<input type="checkbox"/>
4 千代田区に住所を有しなくなった場合は、幼稚園に在籍することができません。	<input type="checkbox"/>
5 通園区域外の幼稚園に入園した場合であっても、小学校入学の際には、居住地により指定される通園区域の小学校になります。	<input type="checkbox"/>

上記同意事項について、確認・同意しました。

年 月 日 保護者氏名

備考
申請記入欄
(記入不要です)

通園区域外の園の申込者に対し、上記同意事項を説明しました。(受付)

(削除)

(別)

1. 児童の状況

現在の保育状況	<input type="checkbox"/> 自宅で保育	<input type="checkbox"/> くま・ゆ・組立・親友・親戚・その他の親類が保育
	<input type="checkbox"/> 幼稚園・認可保育園	<input type="checkbox"/> その他 [公立・私立 入園できなかった場合、上記の欄への保護経路を □希望する □希望しない]
	<input type="checkbox"/> その他 (認可外保育施設等)	

現在の保育状況について記入したところはありますか。(無・有)

1. 心身・言語等の発達について記入したところはありますか。(無・有)

2. 障害者手帳・愛の手帳はありますか。(無・有)

3. 障害者手帳・愛の手帳はありますか。(無・有)

2. 保護者の状況

姓	名	父	母
保護者の 日中の状況 (勤務先)	状況	・就労(自営以外) ・自営 ・その他()	・就労(自営以外) ・自営 ・その他()

氏名	お子様との続柄
保護者以外の 連絡先	連絡先
住所	住所

3. 同意事項 (チェック欄に✓をしてください)

同意事項	チェック
1 幼児の在園中の様中から成長のために、必要があるときは、区の子育て支援事業実施機関(子ども支援課、児童・家庭支援センター、保健所、小学校等)が保育する個人情報の相互提供に同意します。	<input type="checkbox"/>
2 申込内容に虚偽や事実と相違する記載があると判明した場合は、入園承諾を取り消します。	<input type="checkbox"/>
3 入園後、在園時の早期離園を目的とした入園など、正当な理由なく退園していない、若しくは退園の実態が確認できない場合、又は他の公立幼稚園等に重複して在籍していることが判明した場合は退園となります。	<input type="checkbox"/>
4 千代田区に住所を有しなくなった場合は、幼稚園に在籍することができません。	<input type="checkbox"/>
5 通園区域外の幼稚園に入園した場合であっても、小学校入学の際には、居住地により指定される通園区域の小学校になります。	<input type="checkbox"/>

上記同意事項について、確認・同意しました。

年 月 日 保護者氏名

備考
申請記入欄
(記入不要です)

通園区域外の園の申込者に対し、上記同意事項を説明しました。(受付)

第3号の2様式 (第11条関係)

第3号の2様式 (第11条関係)

第 号
年 月 日

千代田区長 印

保育料決定通知書

年 月から 年 月の保育料は次のとおりとなりますので、通知します。

支給認定子どもの 氏名および生年月日	年 月 日生 歳児
-----------------------	-----------

利用施設(事業所) の名称 及び所在地	
決定年月日	年 月 日

月別納付額	月分	月分	月分	月分	月分	月分
	階別	階別	階別	階別	階別	階別
	月額保育料	円	円	円	円	円
	階別					
	月額保育料	円	円	円	円	円

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として(訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 保育の実施期間中であっても保育所に入所できる基準に該当しなくなった場合には保育の実施を解除いたします。

※ 保育料無償化により、保育料が0円の方(3～5歳児)については、今後変更があった場合に際してお知らせします。

第 6 号様式（第14条関係）

年 月 日

保育料減免申請書

千代田区長 殿

【申請者】

住 所

千代田区

氏名

TEL ()

千代田区立こども園条例施行規則第14条の規定により、次のとおり保育料の減免を申請します。

在園児の氏名	ふりがな	性別	生年月日	在園施設名
			年 月 日	

申請時の世帯状況（上記在園児は除く。）※在園児と生計を共にする者について記入してください。

氏 名	生 年 月 日	性 別	続 柄	きょうだいの 在 籍 学 校 ・ 園 名
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

【減免申請理由】

世帯収入欄等 ※付印	種 出 番 類	適 用 区 分	備 考

【1】 保育料の減免は、保育料減免決定の翌月の保育料からの適用となります。

【2】 フリクションボールペン等、消すことができるペンでの記入はしないでください。

第 7 号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

千代田区長

印

保育料減免可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった保育料の減免について、下記のとおり決定したので、千代田区立こども園条例施行規則第14条の規定により通知します。

記

ふ り が な	在 籍 園
児 童 名	
保 育 料 減 免 決 定 内 容	減免します ・ 基準に該当しないので減免しません。
当 初 決 定 額	円
減 免 決 定 額	円
減 免 期 間	年 月分から 年 月分まで

備 考

- この決定は、減免措置の期間について行われたものです。以後も減免を必要とする場合は、改めて減免申請をしてください。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記2の審査請求の日か、この処分があったことを知った日の翌日から起算して9か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第9号の2様式（第16条関係）

（新設）

第9号の2様式（第16条関係）

第 年 月 日

様

千代田区長

延長保育料（月極）決定通知書

年 月 から 月 までの延長保育料は次のとおりとなりますので、通知します。

利用する子どもの 氏名および生年月日	年 月 日生 歳
利用施設名	
利用期間	
決定年月日	年 月 日から 年 月 日まで
利用内容	

月 額 納 付 額	月 分	月 分	月 分	月 分	月 分
	延長保育料	円	円	円	円
月 額	月 分	月 分	月 分	月 分	月 分
	延長保育料	円	円	円	円

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して4か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 保育の実施期間中であっても利用できる基準に該当しなくなった場合は保育の実施を解除いたします。

第11号の2様式（第21条関係）

（新設）

第11号の2様式（第21条関係）

第 年 月 日

様

千代田区長

保育の実施解除通知書

千代田区立こども園条例施行規則第21条の規定により、下記のとおり保育の実施を解除しましたので、通知します。

園 児 名	生 年 月 日
施 設 名	解 除 日
解 除 理 由	

備考

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して4か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

千代田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について (報告)

1 趣旨

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)により、児童福祉法の一部が改正され、同法に乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する規定が新設された。

児童福祉法第34条の16第1項により、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされている。また、同条第2項の規定に基づき、国から乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下「国基準」という。)が交付された。この国基準を踏まえ、条例を制定する。

※「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」とは

生後0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを育てている家庭が就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育所等を利用することができる制度である。

2 令和7年度千代田区こども誰でも通園制度の試行的事業の概要

令和8年度から全国で本格実施することを見据えた形での試行的事業を実施する。

実施期間	令和8年1月～3月
利用対象者	100人以内 0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども
対象者の認定	区による認定の仕組み(利用者から申請行為が必要)
利用時間	月一定時間(10時間)までの利用可能枠の中で、時間単位で利用
利用料	無料
利用方法(予約等)	国の総合支援システムを活用
実施場所	公募により、4施設程度を予定

※詳細は別紙のとおり

3 条例案の概要

条例制定に当たり、職員基準等は国基準に従い定めるものとされ、一般型乳児等通園支援事業所の設備基準等は国基準を参酌して定めることとされている。国基準を参酌して定めるもののうち、一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積については、既存の認可保育所等の面積基準に準拠し、国基準に上乗せして制定する。

区条例(案)	
最低基準 (第3条)	第4条及び5条に定めるもののほか、国基準の定めるところによる。 ※国基準の概要は下記、「4 国基準の概要」のとおり
一般型乳児等通園支援事業所の設備基準 (第4条)	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる一般型乳児等通園支援事業所の乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。
余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準 (第5条)	余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準については、施設及び事業者の区分に応じ、東京都及び千代田区の基準で定めるところによる。

4 国基準の概要

第1章 総則	
最低基準の目的 (第2条)	明るく衛生的な環境で、適切な訓練を受けた職員が支援を提供し、乳幼児の健やかな育成を保障すること
事業者の責務 (第4～5条)	設備・運営の向上、人権尊重、地域連携、自己評価と外部評価の実施と改善
安全対策 (第6～8条)	消火器・非常口の設置、避難訓練(月1回)、安全計画の策定と見直し、自動車運行時の所在確認
職員の条件 (第9～10条)	心身の健全性、倫理観、児童福祉への熱意のある者。職員に対しての研修機会の確保
児童への禁止事項 (第12～13条)	差別的取り扱い、虐待行為や心身に有害行為の禁止
衛生管理 (第14条)	設備・食器・飲料水の衛生管理、感染症や食中毒の予防研修・訓練
規定・帳簿の整備第 (第16～17条)	職員・財産・収支・利用乳幼児の処遇状況を明らかにする帳簿の整備
秘密保持、苦情対応 (第18～19条)	業務上知り得た利用者や家族の秘密厳守。苦情への迅速・適切な対応、区からの指導に基づく改善を義務付け

第2章 乳児等通園支援事業	
第1節 通則	
事業の区分 (第20条)	(一般型)施設の利用定員と関係なく、定員を設定して受け入れる方法 (余裕活用型)施設を利用する児童の数が施設の利用定員に満たない場合に、利用定員の範囲内で受け入れる方法
第2節 一般型乳児等通園支援事業(第21条～24条)	
設備基準	乳児室・保育室等の設置、耐火構造、避難設備、防災処理、調理設備の防火対策など
職員基準	乳児3人につき1人以上、幼児6人につき1人以上、半数以上は保育士とする。保育士以外の保育従事者は研修を修了した者
支援内容と保護者連携	利用者の心身状況に応じた支援と、保護者との密接な連携
第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第25～26条)	
設備・職員基準	余裕活用型での設備・職員基準は、施設又は事業所の区分に応じ、各基準に定めるところによる。
第3章 雑則	
電磁的記録 (第27条)	書面に代えて電子記録での対応を可能とする。

5 施行期日
公布の日

6 条例案、国基準
別紙のとおり

7 事業スケジュール

令和7年	6月26日	子ども・子育て会議にて制度に係る意見聴取
	8月25日	首脳会議にて条例案付議
	8月26日	教育委員会にて報告
	9月	第三回区議会定例会にて、条例、補正予算を付議
	10月下旬～	令和7年度向け公募開始
	11月～	令和7年度向け事業者決定、認可手続き
	12月～	令和7年度向け利用申請受付
令和8年	1月～	令和7年度制度開始 令和8年度公募開始
	2月～	令和8年度向け事業者決定、認可手続き
	3月～	令和8年度向け利用申請受付
	4月～	令和8年度制度開始

議案第●号

千代田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

令和●年●月●日

提出者 千代田区長 樋口高頭

千代田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、千代田区の区域内における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(最低基準)

第3条 最低基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、府令の定めるところによる。

(一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

第4条 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる一般型乳児等通園支援事業所の乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であることとする。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第5条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）に定める保育所の設備及び職員の基準

- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）に定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設備及び職員の基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東京都条例第122号）に定める幼保連携型認定こども園の設備及び職員の基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月9日千代田区条例第18号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）に定める家庭的保育事業等を行う事業所の設備及び職員の基準
- (委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、千代田区長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、区内における乳児等通園支援事業の実施に当たって、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する必要があります。

令和七年内閣府令第一号

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

目次

第一章 総則（第一条—第十九条）

第二章 乳児等通園支援事業

第一節 通則（第二十条）

第二節 一般型乳児等通園支援事業（第二十一条—第二十四条）

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第二十五条・第二十六条）

第三章 雑則（第二十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条（乳児等通園支援事業者（市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の監督に属する乳児等通園支援事業（法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の職員に係る部分に限る。）、第二十二条及び第二十五条（職員に係る部分に限る。）の規定による基準

二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十五条、第十八条、第二十条、第二十一条（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）及び第二十五条（設備に係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第六条の三第二十三項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準の目的）

第二条 法第三十四条の十六第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第四条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第五条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第六条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第七条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第八条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第九条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第十条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十一条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第十二条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第十三条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第十四条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的
に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十五条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第十六条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

二 その提供する乳児等通園支援の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

七 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第十七条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第十八条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十九条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第二章 乳児等通園支援事業

第一節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第二十条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第二節 一般型乳児等通園支援事業
（設備の基準）

第二十一条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

四 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

五 満二歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段

	用	<ul style="list-style-type: none"> 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上の階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第二十二條 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二條の五第五項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の幼児おおむね六人につき一人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき二人を下ることはできない。

3 第一項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を一人とすることができる。

一 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たつて当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

二 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が三人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たつて当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第二十三條 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五條に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第二十四条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第二十五条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- 二 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第三条第二項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- 三 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）
- 四 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第二十六条 第二十三条及び第二十四条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第二十三条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第二十四条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第三章 雑則

(電磁的記録)

第二十七条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の公布の日から令和七年三月三十一日までの間においては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）第四条の規定による改正後の法第三十四条の十六第一項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、この府令に規定する基準は、当該市町村が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなすことができる。

いじめ、不登校、はくちょう教室の状況(令和7年7月末の報告)

教育委員会資料
令和7年8月26日
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数		はくちょう教室利用者数		
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度累計	今月利用者数	今月登録者数	先月末登録者数
小学校	1年				1	1			
	2年		1	1	1(1)	1			
	3年	1	2	3	1(1)	1	1	1(1)	
	4年	1		1	4(2)	4		1	1
	5年	10(3)		10	3	3	5	5	5
	6年	6(1)	2	8	3(1)	3	1	4	4
中・中等(前期)	1年				6	6	2	2	2
	2年				9(2)	9	3	4	4
	3年	1		1	9(4)	9	2	3	3
中等(後期)	4年				3(2)	3	/	/	/
	5年								
	6年								
計	合計	19	5	24	40	40	14	20	19

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和7年8月26日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事（事業名）	場所等	出席者等
8	26	火	15:00～	教育委員会定例会 九段中等夏季休業日（終）	教育委員会室	教育委員出席
8	27	水				
8	28	木				
8	29	金				
8	30	土				
8	31	日				
9	1	月		始業式		
9	2	火				
9	3	水				
9	4	木				
9	5	金				
9	6	土				
9	7	日				
9	8	月				
9	9	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
9	10	水				
9	11	木				
9	12	金				
9	13	土		世界陸上観戦 九段中等文化祭（～14日まで）	国立競技場 九段中等教育学校	
9	14	日				
9	15	月				
9	16	火				

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和7年8月26日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事（事業名）	場所等	出席者等
9	17	水				
9	18	木				
9	19	金				
9	20	土				
9	21	日				
9	22	月				
9	23	火				
9	24	水	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
9	25	木				
9	26	金				
9	27	土				
9	28	日				
9	29	月				
9	30	火		孺恋自然体験交流教室①（富士見小・和泉小）～2日 九段中等前期終業式	群馬県孺恋村	
10	1	水				
10	2	木				
10	3	金				
10	4	土		運動会	藪町幼、お茶の水幼、千代田幼	
10	5	日				
10	6	月		孺恋自然体験交流教室②（番町小・千代田小）～8日	群馬県孺恋村	
10	7	火				
10	8	水				

「広報千代田」
9月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

30件

課	件名	事業の概略	とき 開催日・ 開催期間	会場	主催者	
					区以外が主催のとき	
1	子ども支援課	私立幼稚園・国立大学法人附属幼稚園の令和7年度4～8月分保育料の補助申請受付を開始します。	令和7年度4～8月分の保育料補助申請の受付開始について周知する。	9月1日～		
2	子育て推進課	こども医療証の年度の切り替え	こども医療証の年度切り替えの周知			
3	子育て推進課	遡り分の中高生世代応援手当の申請はお早めに！	手当の特例申請の期限のリマインド			
4	児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」小学校低学年までを乗り切るスキル講座	小学校入学後の生活について保護者同士で情報交換し子どもとの良いコミュニケーションを身につける。第3回にはアンガーマネジメントも学ぶ。	10月14日/10月21日/10月28日(火) 10時～12時	西神田児童センター	
5	児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会。	9月19日(金) 10時30分～11時30分	あい・ぽーと 麴町(三番町7)	NPO法人 あい・ぽーとステーション
6	児童・家庭支援センター	ママのための「からだリセットプログラム～ストレッチで心も体もリフレッシュ！」	ヨガマットの上でテニスボールやキャンディボールを使って、筋膜リリースやストレッチ。	9月22日/29日/10月6日(月) 10時30分～11時30分	神田児童館	
7	学務課	就学時健康診断	令和8年度に入学予定の区内在住就学予定児に対して実施する健康診断の予定をお知らせする。	10月21日～11月11日	区立小学校8校	

「広報千代田」
9月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

30件

課	件名	事業の概略	とき 開催日・ 開催期間	会場	主催者	
					区以外が主催のとき	
8	文化振興課	レクイエム・プロジェクト東京2025	戦争から80年、戦災の犠牲者を追悼し命の大切さと未来への希望を歌い、平和の大切さを思い起こすための演奏会を開催	10月4日(土)14時 (開場13時15分)	第一生命ホール	レクイエム・プロジェクト東京いのりのとき合唱団
9	文化振興課	半蔵門ミュージアム講演会 館長が運慶を語る	東京国立博物館に展示の仏師・運慶作、興福寺北円堂の諸像の公開に合わせて日本仏像の造形世界を学ぶ	10月26日 14時～15時30分	半蔵門ミュージアム	半蔵門ミュージアム
10	文化振興課	展覧会への入口講座Vol.45 版画家・棟方志功の誕生—民藝思想との出会いをめぐって	日本民藝館で開催される棟方志功展Ⅲの関連講座として、版画家・棟方志功がいかにして誕生していったのか、代表作に触れながら、民藝をめぐる人々との縁に	10月9日(木) 午後7時～午後8時半	日比谷図書文化館日比谷コンベンションホール(大ホール)	日比谷図書文化館
11	文化振興課	講演会「ジェンダー目線で広告を読み解く～「男らしさ」はどこからきたのか?」(仮)	MIWとの共同共催のイベントです。	10月17日(金) 午後7時～午後8時半	日比谷図書文化館スタジオプラス(小ホール)	日比谷図書文化館
12	文化振興課	ワークショップ「ジェンダー目線で広告を観察してみよう」	※10月17日(金)に開催される講演会にご参加いただいた方が対象。※事前課題あり	10月31日(金) 午後7時～午後8時	4Fスタジオプラス(小ホール)	日比谷図書文化館
13	文化振興課	四番町図書館 おはなし会	毎月開催している四番町図書館のおはなし会	毎週土曜日11時～	2階児童室	四番町図書館
14	文化振興課	区立図書館(室)の臨時休館	蔵書の特別整理等に伴う休館のお知らせ	10月23日～27日 (千代田)ほか	千代田区立図書館(室)各館	千代田図書館
15	文化振興課	文化芸術の秋フェスティバル～オーケストラフェスティバルとコーラスフェスティバル～	文化芸術の秋フェスティバルのオーケストラフェスティバルとコーラスフェスティバルを開催する。	オーケストラフェスティバル:10月18日(土)13時～、 コーラスフェスティバル:10月19日(日)12時～	日経ホール(大手町1-3-7日経ビル3階)	
16	生涯学習・スポーツ課	共立女子大学・共立女子短期大公開講座2025	共立女子大学・共立女子短期大公開講座2025。千代田区キャンパスコンソの共同公開リレー講座としても開催。	①9月24日(水) - 10月23日(木) ②9月27日(土)13時-15時	共立女子大学・共立女子短期大学神田一ツ橋キャンパス(一ツ橋2-2-1)	共立女子大学・共立女子短期大学

「広報千代田」
9月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

30件

課	件名	事業の概略	とき 開催日・ 開催期間	会場	主催者	
					区以外が主催のとき	
17	生涯学習・スポーツ課	米粉100%で作るふわふわレシピ「アールグレイのシフォンケーキ」	グルテンフリーの素材で香り高いアールグレイのシフォンケーキを作る	10月16日(木) 18時30分～20時30分	スポーツセンター	九段生涯学習館
18	生涯学習・スポーツ課	デフリンピックを手話で応援しよう！スポーツ×手話入門(仮)	スポーツに関する手話を学び、ろう者スポーツに親しむ	10月2日(木) 19時～20時30分	スポーツセンター	九段生涯学習館
19	生涯学習・スポーツ課	教養講座「交通新聞社と学ぶ時刻表の旅」	「JR時刻表」の編集者と一緒に旅のプランを作る	10月24日(金) 18時30分～20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
20	生涯学習・スポーツ課	教養講座「蔦屋重三郎と江戸の出版界」	江戸の出版文化や区に縁のある滝沢馬琴や大田南畝を取り上げ、時代の移ろいや蔦屋重三郎の生き様を学ぶ	10月19日(日)・26日(日)、11月9日(日)	九段生涯学習館	九段生涯学習館
21	生涯学習・スポーツ課	ちよだまち魅力探訪「ちよだの地域資源を訪ねよう アニメ「聖地巡礼」の引力」	講義＝聖地に引き寄せられる人々の心理 まち歩き＝秋葉原周辺の聖地巡礼	10月27日(月) 14時～16時 11月10日(月) 14時～15時30分	九段生涯学習館、 秋葉原駅周辺～ 神田明神	九段生涯学習館
22	生涯学習・スポーツ課	昌平童夢館コミュニティスクール貸出停止のお知らせ	昌平童夢館まちかど図書館受付の空調工事に伴い、施設の貸し出しを中止	11月9日(日)～ 14日(金)		
23	生涯学習・スポーツ課	ちよだキッズスポーツ塾Ⅱ期	マットや鉄棒、跳び箱を中心に基本動作などを行う	10月22日～12月10日 の水曜 16時～17時	スポーツセンター	スポーツセンター
24	生涯学習・スポーツ課	親子水泳教室	親子で触れ合いながら水を克服する	10月4日～11月22日 の毎週土曜 9時10分～10時	スポーツセンター	スポーツセンター
25	生涯学習・スポーツ課	小学生水泳教室	泳力レベルを向上させる	10月4日～11月22日 の毎週土曜 10時15分～11時15分	スポーツセンター	スポーツセンター
26	生涯学習・スポーツ課	介護予防教室 LaLaLa Fit	椅子を使った頭と体を動かす運動機能向上プログラム	10月17日～12月5日 の毎週金曜 13時30分～14時30分	スポーツセンター	スポーツセンター

「広報千代田」
9月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

30件

課	件名	事業の概略	とき 開催日・ 開催期間	会場	主催者
					区以外が主催のとき
27	生涯学習・スポーツ課 第63回千代田区民体育大会開催案内	10/5に外濠公園総合グラウンドで体育大会を実施。競技に加え、子ども向けスポーツ体験や飲食ブースを設置し、町会未加入者も楽しめる催しを用意。区民の幅広い参加を促進。	10月5日(日) 9時30分～15時30分	外堀公園総合グラウンド	・千代田区民体育大会実施委員会 ・千代田区(共催)
28	生涯学習・スポーツ課 卓球選手権大会	ダブルス・シングル両方の大会を実施	10月11日(土) 11月23日(日・祝)	スポーツセンター	スポーツセンター
29	生涯学習・スポーツ課 卓球初心者講習会	18歳未満で初心者の方を対象に実施	10月27日(月)～ 31日(金) 18時30分～20時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
30	生涯学習・スポーツ課 10月ランニング教室	体の仕組みやトレーニング方法、ランニングフォームの基本などを学ぶ	10月9日(木)・23日(木)19時～21時	スポーツセンター	スポーツセンター

令和5年～7年度 教育広報かけはし 掲載内容一覧

教育委員会資料
令和7年8月26日
子ども総務課

年3回発行

	130号 R5年6月12日発行	133号 R6年6月7日発行	136号 R7年6月6日発行	
1	入園式・入学式特集	入園式・入学式特集	入園式・入学式特集	
				ちよだ楽
		2 子どもの権利擁護パンフレット紹介	新任校園長のご紹介	新任校園長のご紹介
			安全・安心メールの紹介	特色ある教育
安全・安心メールの紹介				
教育委員会の開催状況	教育委員会の開催状況			
3	YOMOKKAの活用			
				特別支援教育支援シートの活用等 (特別な配慮を要する子どもへの支援について、保護者、学校、関係機関で共有)
	新任校園長のご紹介			
				安全・安心メールの紹介
4	新任校園長のご紹介			
				安全・安心メールの紹介
	教育委員会の開催状況			
				教育委員会の開催状況

	131号 R5年12月11日発行	134号 R6年12月6日発行	137号 R7年12月5日発行		
1	運動会特集	教育ローン利子補給	おがちよ教育交流事業の報告		
			キースフォーラム		
			生徒会サミット	おがちよ教育交流事業の報告	宿泊行事
				特色ある教育	特色ある教育
2	生徒会サミット	特色ある教育	特色ある教育		
				婦恋自然体験交流教室	教育委員会の開催状況
	小笠原村教育委員会と学校教育に係る連携協力に関する協定締結				
				千代田区のICT (デジタル地球儀の導入)	
教員研修					
	R5.8月開設予定 (仮称)まなひの森保育園神保町 (認可保育所)のご紹介				
3	教員研修				
				R5.8月開設予定 (仮称)まなひの森保育園神保町 (認可保育所)のご紹介	
	教育委員会の開催状況				
				教育委員会の開催状況	
4	教員研修				
				R5.8月開設予定 (仮称)まなひの森保育園神保町 (認可保育所)のご紹介	
	教育委員会の開催状況				
				教育委員会の開催状況	

	132号 R6年3月11日発行	135号 R7年3月7日発行	138号 R8年3月6日発行	
1	お茶の水小学校 新校舎	連合作品展	連合作品展	
				ながら見守り活動
		連合作品展	お茶の水小学校 古書店街を探索しよう!	特色ある教育
			生徒会サミット	
2	研究協力校園の発表	教育広報かけはし バックナンバーのお知らせ	生徒会サミット	
		教育委員会の開催状況	教育委員会の開催状況	
	コーディネーション トレーニング			
				千代田楽
地域学校協働活動				
	3			コーディネーション トレーニング
千代田楽				
		地域学校協働活動		
4			お知らせ「かけはし」 について	
	教育委員会の開催状況			
		行事予定表 (R6年4～3月)		
	行事予定表 (R6年4～3月)			